

令和6年第3回（9月）定例町議会

（第2日 9月4日）

令和6年第3回(9月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年9月4日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 2号 令和5年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 3号 令和5年度西伊豆町資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 令和5年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告について
- 日程第 5 議案第43号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第44号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)
- 日程第 7 議案第45号 財産の取得について(給水車)
- 日程第 8 議案第46号 西伊豆町指定金融機関の指定について
- 日程第 9 議案第47号 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第48号 令和6年度西伊豆町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第49号 令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第50号 令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	村松 圭 吾 君
まちづくり戦略課長	長島 司 君	産業振興課長	渡邊 貴 浩 君
窓口税務課長	高橋 昌 子 君	健康福祉課長	鈴木 一 博 君
建設課長	久保田 寿之 君	防災課長	真野 隆 弘 君
環境課長	土屋 智 英 君	会計課長	森 健 君
企業課長	居山 繫 君	教育委員会 教務局長	朝倉 通 彰 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野 浩 正	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

開会 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎訂正

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） すいません。昨日、堤和夫議員の一般質問の際に、答弁で誤った答弁をしておりますので訂正をさせてください。間違っているものにつきましては、副社長と本来言わなければいけないところ、私が副町長ということで申し上げている部分がございます。場所につきましては、地域商社の関係で10%を超える出資に対して副社長の協議が必要であるということで、本来は答弁するところを副町長と申し上げておりますので、訂正をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堤 豊君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与しています。

◇ 仲 田 慶 枝 君

○議長（堤 豊君） 通告5番、仲田慶枝君。

3番、仲田慶枝君。

〔3番 仲田慶枝君登壇〕

○3番（仲田慶枝君） おはようございます。では、ただいま議長よりお許しを頂きましたので、3番仲田慶枝、一般質問いたします。私の今回の質問は、1点でございます。

町の奨学金制度について。

人口減少が止まりません。これは西伊豆町のみの問題ではありません。日本全体が人口減少問題に直面しています。4月に「人口戦略会議」が公表した分析では、744の自治体が消滅可能性自治体として挙げられています。日本全体が目を背けていた課題が今、つげとなって顕在化しました。西伊豆町も2014年の発表時も、そしてこの2024年の発表でもそのリストに入っています。また静岡県がまとめた「令和5年静岡県推計人口年報」によりますと、県内35市町の中で当町は、人口減少率が前年に比べて3.6、3.61%の減で1位、年齢構成を見ると年少人口割合が5.19%、生産年齢人口割合が40.71%で、いずれも県内市町で最も低い割合で、さらに老年人口は54.1%で最も高い割合となっています。窓口税務課の資料によりますと、令和4年度の死亡者数が190人、出生者数が13人、異動は転出が84人の超過。5年度の死亡者数が206人、出生者数が13人、転出超過が44人、今年度に入って出生が4人という状況です。西伊豆町を何とか持続可能にしたい、今ある私たちが明るい未来に向けて幸せに暮らしていきたい、誰もが望むところです。この問題に真剣に取り組まなくてはならないというのは私たちの共通する認識です。この絶望的な数字を見てどうするか。私は昨年、令和5年9月定例会において「人口減少への対策」について一般質問しました。なすべきことは多岐にわたってある中で、本日6年9月では、その中の「転入促進策」さらにそのうちの「返還免除条件をつけた奨学金制度」について質問いたします。私は「進学などにより一旦は転出してもUターンを促したらどうか。さらに西伊豆の魅力を訴えてIターン、Jターンを促したらどうか。そのために一定条件を満たしたら返還免除の奨学金を設ける考えはないか。」と伺いました。町長の答弁は「学ぶために一度町を出ることは止められない。しかし、移住が依然増えない現状では、今までと同じことをしてはいけないと思う。創設について前向きに行っていきたい。」と述べられました。1年間待ちましたが、Uターンを決意させるほどの状態にはなっていないと感じています。

(1) 定住促進奨学金返還支援基金費支援金について。6年度予算内、2款総務費1項総務管理費16目まち・ひと・しごと創生事業18節負担金及び交付金に定住促進奨学金返還支援

金が設けられています。これについて現在どうなっているのか伺います。

(2) 既設の町の奨学金制度について。①現在の利用状況を伺います。②利用者が増えない理由をどう捉えていますか。

(3) 町独自の奨学金制度について。6年度当初予算の説明時に、特別交付税対象の定住促進奨学金返還支援金は第一段階とし、次のステップとして町独自の奨学金制度を設けるという説明を受けました。これについては進んでいるのか伺います。

以上、壇上よりの質問を終了いたします。

○議長（堤 豊君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは、仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の町の奨学金制度についての(1)定住促進奨学金返還支援金について、現在どのようになっているのかという問いでございます。この制度につきましては、奨学金を受けた方が、前年度の10月1日から1年間で返済した額を、ひと月12万円を限度額として町が全額補助するもので、町では来月10月になりますけれども1日からの受け付け開始に向け現在準備を行っているところでございます。町民の皆様には、これまでチラシの各戸配布や町のホームページ、また町政懇談会などを利用して周知をしてまいりました。また松崎高等学校及び下田高等学校の先生方にご協力を頂き、保護者・生徒との3者面談等での周知をお願いしたところでございます。そのほかこの制度を活用した県外からの移住促進を図るため、首都圏等で地域プロジェクトマネージャーが行う移住相談会でも積極的なPRを行っております。

次に(2)の既設の町の奨学金制度についての①現在の利用状況については、現在利用されてる方はいらっしゃいません。次に②の利用者が増えない理由をどう捉えているのかにつきましては、昔と比べますと奨学金制度自体が充実しており、収入額の制限など経済的に厳しい世帯にかかわらず利用できる奨学金は存在いたしますので、利用者が他の奨学金を選択しているものと捉えております。また既設の百川奨学金と稲葉金秋奨学金はいずれも個人からの出資により創設をされており出資者の思いもでございます。制度内容の見直しをするにも、ご家族やご親族のご了解を頂く必要があるということをご理解頂ければというふうに思います。

次に(3)の町独自の奨学金制度についてのご質問です。現在、検討している制度の仕組みは、今年度運用を開始した制度とほぼ同じですが、対象を西伊豆町の子供たちとし大学等

卒業後に西伊豆町に戻ってくることを条件に奨学金の返還を免除するというものでございます。子供や親にとっては今回制定した制度と異なり、借入れた奨学金を一旦返済する必要がないことから家計への負担がなく安心して学業に集中できますし、町にとっても人口減少対策となり双方にメリットがございます。ただ一方で、町が既に行っている奨学金制度との調整が必要になることや進路変更等により卒業後、当町に戻ってこなくなった場合の対応をどうするのかなどの懸念もございますので、現在それらの対応について検討しているところでございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。この町をいかに持続可能な町にするか。若い人たちに西伊豆町を選んでもらいたいという今回の私の質問は、奨学金制度に特化して伺いました。移住促進です。人数、町の人口を増やしたいということなんですけれど、このことについては昨年ね、壇上でも申し上げましたが、9月の定例会で伺って私の考えも述べさせていただき、町長からのご答弁も頂いております。で、今回は1つ目、今年度その10月1日から始まるという奨学金返還支援についてお答え頂いたのですが、つい最近チラシが入っていて、じっと読んだんですけどなかなか分かりにくい、特に裏面が分かりにくいんですけど。この際ですから今日は議場でもありますし、傍聴の方もおいで、そしてこれは議事録も出ますのでちょっと1回分かりやすく説明していただけるとありがたいのですが、お願いできますでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。まずこちらのパンフレットになるかと思うんですけれども、このパンフレットは対象者が最も多いと思われる現役の高校生、それから大学生が分かりやすいように作成をしております。このためパンフレットでは、対象者を大学等の在学期間に奨学金を借受け、今後大学等を卒業して西伊豆町内に定住し、かつ西伊豆町内で就業する意思のある方などと記載をしておりますが、同じく大学等の在学期間中に奨学金を借受け、既に大学を卒業し西伊豆町内に定住して就業される方、また町外に現在在住し、これから西伊豆町内に移住して就業される方であっても30歳未満で町税を滞納していない方であれば対象となります。その辺がですね、このパンフレットだとなかなかちょっと読み取れない部分があるので少し難しいということになってるかと思うんですけれども、この件につきましては、ちょっと町のホームページでお知らせしているところでございます。また

対象となる奨学金はですね、日本学生機構、学生支援機構や大学等独自の奨学金などで、対象となる返還金は、過去1年間に返還した奨学金の全額で上限額が月12万円、年額ですと144万円となります。日本学生支援機構の奨学金などは、奨学金の貸与が終了した7か月後から返還がスタートいたしますので、例えば、今年の3月に大学を卒業し、奨学金が終了した方は今年の10月から奨学金の返還が始まります。来年の9月で丸1年となりますが、その1年分を来年の10月に町に申請をしていただき、返還した額を町が全額お支払いするということになるものでございます。既に返還が始まっている方につきましては、来年10月からの1年分を今年の10月に申請をしていただき、今年お支払いするという形になります。以上です。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） この裏面なんですけど、申請は在学中にするってということですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 先ほど申し上げたとおり、このパンフレットはですね、高校生・大学生がこれから例えば、高校生がこれから大学に行かれると思うんですけども、その場合を想定した流れということになります。ですので高校生が大学に進学し、大学期間中にこの給付を受けたい場合はですね、在学期間中にそれを申請していただき、戻ってきたときに改めてまたその申請をしていただくというような流れでこれをつくってあります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほどのご説明ですと、卒業して西伊豆町に移住してからの申請も可能ってということですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） ちょっとその辺がですね、分かりづらいかもしれないんですけども。大学に行っている、これから大学に行く人に関しては、在学期間中に申請をしていただきます。ただあの既にもう大学を卒業して西伊豆町に戻ってきていただいている方もいらっしゃると思うので、その方に関しては、大学在学中に申請はできないものですから、それは今これからですね、その部分を申請していただき、そのあとの流れについては同じなんですけれども、そのような形で対応していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 少し細かくなりますけれど、今戻ってきた人っておっしゃったでしょ。そうすると、これは西伊豆町に移住してきたこれ町外出身者は対象にならないということですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 町外の出身の方でも、例えば町外出身の方が大学に在学し、その後、西伊豆町に移住をして働きたいという方が奨学金の返済をしていた場合はですね、対象となります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） それはもうその都合、返済が始まっても移住してきたときからも計算すれば可能ということですよ、申請可能だし頂けるということですよ。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） この要綱において、1年前というのが規定しておりますので移住された方がですね、移住した日から1年前に遡って返済した額をですね、請求ができるという形になっております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ちょっと理解できてきました。で、ここの対象者のところに、ただし公務員は対象外ってあるんですけど、これ要綱も私読ませていただいて、そこにちゃんと要綱2条に国・地方公共団体に属するものは除くとあるのですが、ここのところ町に戻ってね、役場で働きたいって人は結構いると思うんですが、ここを除外するというのは何か理由はあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 特別交付税を受けるためには、町の要綱ですね、国の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」に沿って、沿った内容にすることが求められております。国の要綱の第3対象の1要件におきまして「公務員として就業する者は、支援対象者とししないものとする」といった規定がございます。このためにですね、当町の要綱もそれに準じて定めなければなりませんので、国・地方公共団体に属するものは除くという規定をしているところでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） なんだか納得いかないですけど、特別交付税を受けるためには必要と、これを入れておくことが必要ということなんですね、納得いかないんですけど。確認いたしますが、他の機関から既に借りた奨学金の返済を、定住すればそれを肩代わりして返済してくれるっていうものですね。10月1日から始まるということで伺いましたけれど、6年度予算で、446万4,000円これ上げられています。今年度からのこの事業ですので、なかなかこれ今

からこれを使っただけかどうかっていうのはちょっとどうなんだろうと少し思うのですが。私がこの446万、この何か根拠ですよ。この辺のところを伺いたいことと、それからこの今もう下期に入ろうとするこの中でですね、この446万が使われる見込みがあるのか、その辺ちょっと2点ここで伺いたいです。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すいません。見込みについては後ほど担当の課長から答弁させますけれども、町としてはですね、今年度、本当にいるかいなかないかということは把握はできておりませんでした。当初予算を組むときですね。ただそうは言っても、先ほど課長が答弁したように実は去年移住をしてきて去年の10月から返済が始まっている方がもしいらっしゃった場合、今年申請をしていただければ、去年の10月から今年9月までお支払いしたのについては町はお支払いする用意をしなければいけません。ですので、今回予算を取らせていただいているというものでございます。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 先ほど議員がおっしゃられていたとおり、今年度予算に計上するにはですね、大変、初年度ということもありまして見込みは難しいところでございますが、当初予算の段階におきましては、一般的なその1年間の返済額を基準として、医学部の奨学金を借りられてる方を2名分。それからそのほかの学部で属されている方が6名分、返済ができる金額として合計で446万4,000円を計上させていただいたところでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） もう少し細かく分かりませんか。その他の学部の方々って大体幾らぐらいの感じで計算してくれてるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 医学部の方、その他の方はちょっと後ほど説明しますが、まず医学部の方はですね、年間、年間じゃない月にですね、20万円の奨学金と伺っております。それが12か月で6年間支給されますと、トータルで1,440万円になります。これを町が補填する10年間で割り返しますと144万円になります。先ほど説明したとおり、144万円が2人分ですので、合計で288万円ということになります。同じような計算でですね、その他の学部も計算していきますと、6万円と5万円と2種類のを設定いたしました。6万円、月6万円ですと、12か月で4年間で288万円の10年間で割りますと年額28万8,000円。もう1

人、もう1つのほうが、5万円ですと12か月を掛けてさらに4年を掛けますと240万円。それを10年間で割りますと、1年間24万円ということになります。28万8,000円のほうにつきましては3人分ということで、年額86万4,000円。それから24万円の分につきましても3人を掛けますと72万円ということで、予算額につきましては、合計で446万4,000円ということになります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。そうしますと、これは10年間移住することが条件に近いですよ。10年間住めば自分が返済するはずだった奨学金は町が肩代わりしてくれるっていうそういう、だから返還免除条件としては10年間というふうに捉えていいんですね。でもなんかね、この5万、6万っていうのはね若干ね、多いような気がするので、これは今のね、既設の奨学金ちょっと調べてみると割と1万円とか2万円というのが多くて、多い気がするので、これは割とさっき町長もおっしゃいましたけど、マックスで用意しながらっていうことですね。っていう予算をとっていただいたということが理解できました。はい。で、次にこの既設の町の奨学金制度のことで伺って、現在利用者がいらっしゃらないというお話でございましたけど、せっかくの気持ちが大変もったいないような気がいたします。その理由としては、他の奨学金がいろいろあってそちらとのっていうことでお話でしたけれど、これは百川さんが昭和39年からですかね、それから稲葉金秋さんが平成3年から。で、ここまでで累計は何人ぐらい利用されていたかさっき町長おっしゃいました。ちょっとメモをもし落としていたら、お願いします。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい、百川奨学金につきましてはですね、88件。稲葉金秋につきましては、2件となっております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうですね、その出してくださっている、出資している方々のご意思ということがあるのでなかなか制度変更っていうのはできないということは理解できますけれど、これ今、大学生で月2万円の貸与で、そして卒業後返還の義務があるということでございますね。そうすると、何かやっぱり今求められているものと若干乖離してるような気がしてならないのですが、もう少しこう使い勝手のいいものに変えるってことはやはりとても不可能なことなんじゃないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。壇上でのですね、町長の答弁にもございましたが、制度内容を見直しする際にもですね、ご寄附を頂いたご家族、それからご親族、そういった了承を得る必要がございます。そこの了承を得られれば、そういう制度改正というのとはできるかと思いますが、今の昭和39年度、それから平成3年度の創設、それから平成18年度以降は利用者がございません。そういったことから考えますと、これまでの時代背景の中では十分役割を果たしてきたものなのかなというふうには捉えます。そういった意味でですね、この奨学金の制度改正を行っていくよりは、今考えているような時代にマッチした新たな奨学金制度というものを目指していったほうが現実的だ。現実的ではないのかなというふうに考えます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 不勉強で仕組みが分からないのですが、今のお話ですと新たなものを設けていくっていうことになるとこの2つはどういう状態で置いておくことになるんです。何か基金に入れるとかそのようなことになるんでしょうか。もし分かりましたら。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 今、百川の方ですと運用が、基金が1,020万円の中で運用するというふうになっております。それから稲葉金秋のほうは500万円ということがございます。ですので、これを充実していった場合、当然、上限が決まっておりますので、借りられる人員というのが限られてくると。で、その方が卒業しないと次の人は借りられないという状況になっていくというふうに考えますと、なかなか制度改正しても利用度ってのが上がっていくのかということになりますので、例えば、これを処分するというふうになればですね、そこはまたご親族とかですね、ご家族の承諾というかですね、そういったことが必要になってまいりますので、その辺についてはそういったことも含めてですね、検討していく必要があると思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。既設の奨学金については理解いたしました。やはり出資してくださった方々のお気持ちというのはとても大事なことなのだと思います。水を差すつもりはさらさらございません。はい。で、えっとですね、そのあと今日本題のところなのですが、その奨学金をね、返還支援してくれるというお話でございましたけれど、先ほど私ちょっと申しましたけど、もともとの奨学金、頂いてる奨学金、割と月額少ないですよ、既設の制度って。先ほど医学部で20万円とおっしゃいましたけれど、あれ破格の金額なのだと思うの

です。静岡県がやっているのがね。なので奨学金を借りていた人たちは、ここに住んだら10年間その奨学金の返還を肩代わりしてくれるよって言ってもね、若干、若干不十分さは拭えない気がするんです。なんかちょっとこう隔靴搔痒な感じがしていて、何か謳い文句の割にはあっていう気がして私はならないのです。私、松崎高校の学校運営協議会というところに入っていて時々あそこに行くんですけど、昨年のこの9月のご答弁を受けて、親が用意しなくてもそのままポイって奨学金出して差し上げられるよっていう制度の質問をして、それ前向きにお答え頂いたものですから今年度予算もとってくださってるようなので、その協議会に行ったときにですね、松校の校長先生とか教頭先生方に西伊豆町こんなことやるんですけど、今年度予算もとってあるから先生ぜひ子供さんたち使うように言っただけというふうにご説明して、今年度予算もとってあるから先生ぜひ子供さんたち使うように言っただけというふうにご説明して、7月にもう高校3年生の3者面談があると。そこでこの話をしたら、すごく親御さんも子供さんも進路の選択肢が広がると思われるのでって言うふうにおっしゃって、そのあと先ほど町長おっしゃった、その松崎高校・下田高校にも説明にっというふうにおっしゃった、町の職員さん行っていただいたと思うのですが、そのときの松高先生がどんな反応なされたかというのをご存じですか。何か言ってませんでした。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。先ほど町長が壇上で答弁したとおり、松崎高校、それから下田高校の先生方に今回の補助金制度をですね、周知していただきたいということで、3者面談のときにそれを保護者の皆さんにお伝えいただけないか、だろうかということをお願いに行きました。そのときに、やはり先ほど議員がおっしゃられたような、今回の制度ですと一旦返還をしてからそれに町が補填するという形になりますので、その辺がすごく、一旦出さなきゃならないっていうことがあるので給付型の奨学金に近いことを多分想定はされていたのではないかなということでもありますけれども、今回はそのような国の制度にのっとった形で進めさせてくださいということをお願いをしてまいりました。それにはこの後ですね、引き続き、あの今回の制度とは違う、可能であれば給付金型に近い補助金制度も検討しておりますので、それがまた制度としてできるようであれば、またお伝えしますということでお話をさせていただいたところでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。そうなんです。私も今、課長おっしゃったように同じことをそのあと教頭先生に言われて、あれじゃ響かないなっというようなことだったのですが確かに

そうですね。今、この今回作っていただいたのは本当に目から鱗なんですけれど、目から鱗の支援制度なのですが、やはり一旦返さなくちゃいけない。そして入学時、在学時には親がお金を出さなくてははいけないということには変わりがないのですよね。で、先ほど申しました、本当静岡県医学部の研修、医学就学研修資金というのは、これは破格ですよね。これはすごくいいと思います。で、ちょっと調べたのですが、鹿児島県の長島町でやる「ぶり奨学制度」というのがあるんです。ここはブリの養殖が盛んなところで、出世魚にちなんで「ぶり奨学制度」というのをつくっていて、これは返還免除ありの奨学制度ですけど、これすごくいいなと思って読んでいったんですけどこれ月額5万円なんです。5万円というのは、やはりもう、やはりまだ少し助けにはなるがいま一つということが私は感じられます。で、この年に今数人しか生まれえない大事な大事なこの宝物達ですね、この子たちに何の憂いもなく学ばせてあげたいと。西伊豆町民、みんなでこの子たち育ててあげましょうよっていう私は視点で今回伺っているんですが、ここで少し皆様と確認したいんことございます。今回の私の質問はこの1点なので、少し確認したいことがございます。町が令和2年7月に出した「第2期西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の冒頭にあります、西伊豆町人口ビジョンです。そこには、載っているのは顕著な少子高齢化、多くの若者が県内外に流出し若い女性の数そのものが減少している。転出の割合、転出の割合が最も多いのが進学や就学・就職による19歳から25歳、後継者不足により第一次産業は年々減少し、飲食店・宿泊業・小売業などのサービス業、第三次産業が産業の中心となる。学校の統合再編は余儀なくされる。生産年齢の人口は減り、全てで人手不足、地域の担い手不足、これはコミュニティの維持困難、そして崩壊につながる。耕作放棄地が増え、森林は荒廃、商店・商業施設の減少、これは生活の不便をもたらす。インフラの整備が困難になる。全て、人口減少抑制生活、政策が肝心ということが明らかに読み取れます。そしてそこに参考として、中学生・高校生の意向調査結果が載っています。令和2年、町内の中学生及び松崎高校380人対象のアンケート結果でございます。それによりますと50%を超える生徒が地元に住み続けたい、戻ってきたいと答えている。その理由は、豊かな自然、ここには家族仲間がいる。しかし、働く場所がないと答えている子たちが50%超え、不便だと思っている子たちが30%、高校卒業後の進路は、進学希望が60%、進学を含めて町外に出ることを考えている子達が86%。これを見ますとですね、今、私たちが西伊豆町を持続可能な町にする1つ有効と思われる作戦が見えてきました。子供たちは、一旦は外に出たい、でも戻ってきたいと考えている。私はこれを全力をもって支援してあげたいと考えるわけでございます。さて、先ほどご答弁頂

いてから、ご答弁頂いている現在検討している制度でございますが、これ具体的な内容は少し決まっているのでしょうか。大体のお気持ちは分かったのですが、現時点で決定していることがあったらそれだけで結構ですので、教えていただくと助かります。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） あの具体的な内容についてはまだ決まっているところが少ないので概要だけになってしまうかもしれませんが、1の（1）の質問のところでお答えした「奨学金返還制度」とは異なりまして、西伊豆町の出身者の人口を維持する取組として、西伊豆町の子供たちを対象としております。詳細は、壇上で当町が、町長が答弁したとおりでございますが、奨学金を借入れた後に西伊豆町に戻ってきていただくことを条件としたしまして、しております。で、ほかの奨学金制度と異なりまして、一旦返済する必要はございませんので、先ほども申し上げましたが給付型の奨学金に近い形となります。家計の負担がなく安心してですね、学業に取り組んで頂けるというふうに考えております。以上です。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほどから私が絶賛している「静岡県医学修学研修資金」の対応制度ですけど、これおさらいしますとですね、大学に行っている間、月額20万。先ほどね、今年度、仕立てていただくのも医学部だと月額20万って言うていただきました。そして、この静岡県のやつは、ものはですね、返還免除は卒業貸与期間の1.5倍の期間、今これ6年間使うということに改定されたものですから、9年間ですね。9年間の期間は、静岡県が指定する県内医療機関に勤務すればいいと。そうすれば返還不要っていう仕組みに仕立てられています。で、これがやっぱりいいなってすごく思うんですけどね、先ほどからも言っています。親の負担ですね、一旦出さなくてもいいっていうのはとてもいいです。子供が2人、3人といったらね、大変なことですからこの資金を整えるということが。ですから、資金不足で進学の見切りや進路変更を余儀なくされるということもこれがあつたらいい。そういう余儀なくされる方もいなくなるんだらうというふうに私は思います。この話をですね、中高生のお子さんのいる若いお母さんたちにこの話いたしますと、皆さん一様に目を輝かせて聞いてくれます。早くやってくださいってそうおっしゃいます。やってくれると私は思うというふうには言っているのですが、これは実現するっていうふうにご検討はいいですか。確認です。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 最初に申し上げた奨学金制度はですね、国の制度っていうか特別交付税で見ただけというふうな国の制度に準じて進めていくものでありま

すので、比較的、制度設計というかそれは簡単でございますので、短時間で構築することができたというようなものでございますけれども。今回、まあ今説明した、進めようとしているものに関しましては、ちょっと様々な懸念っていうのもですね、ございますので、ちょっと今すぐそれを始めるというところはちょっと難しい状況でございます。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時16分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 休憩前のところでは、今すぐにでもできないですかという伺いまして、なかなか難しいという、今すぐには制度設計が難しいということをおっしゃってましたが、制度設計で今障害となっていることをもう1回、ちょっとクリアにさせていただけますか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 町長が壇上で申し上げたとおり、現在、当町には2つの奨学金制度がありますので、そちらとの調整が必要になるということがまず1点目でございます。それからもう1つがですね、当町に戻ってくるつもりで奨学金を借りたものの学生生活の中で進路を変更し、卒業後に戻ってこなくなった場合にはその奨学金を返還してもらうこととなりますけれども、ほかの奨学金制度を調べてみますと、そうした場合に返還が滞るようなケースも多くあるというふうに伺っております。最初に説明した奨学金制度はですね、例えば、大学時代に日本学生支援機構の奨学金を借りた生徒がですね、卒業後に返還した奨学金に対して町が補填するというような形になりますので、特に町としては、問題はないのですが今回想定しているものにつきましては、町が直接、奨学金対応しますので返還が必要となり滞った場合はですね、どう対処するかっていうのが課題となっております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 確かにおっしゃるとおりだと思うのですが、その大学に行ってる間にね、自分の進路を変更して戻ってこなかった場合には返済が滞る懸念があると、おっしゃるとおりだと思うのですが、実はちょっと県の担当者に伺って調べてみたのですが、静岡県の

ね、医学部就学研修資金の場合ですけど。返還免除条件を満たさずに奨学金を返還したものは、今まで累計利用者1,620人のうち170人で約10.5%。その理由は、大半が結婚によるものでこっちに来ないというものなのだそうです。で、中には少数、返済を行わない者がいると言うのですが、それについては、追跡はほぼできていて理由も把握できていると。大半がやむを得ないという理由が、いろいろなね、ということがほとんどなのだそうです。なので、この返済が滞る懸念がある、戻ってこない回収できない懸念があるっていうのはそんなに悲観的に考えることもないと思うのですが。で、私先ほどのね、鹿児島県の「ぶり奨学制度」ですけどこれ、この当初のね対応は信用金庫のローンの形でやっていて、申込み人は親、このローン、ローンというかこの奨学制度の申込みが親で、申込み人の子弟、孫または扶養する親族の方のための奨学資金という仕立てになっているんです。なので、貸付けは本人ではなくて親に貸すんですね。これなるほどなって思ったのですが、これこういうやり方というのは仕立てとしては参考になりませんか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 長島町のぶりの関係は井上さん、その当時の多分、副町長だと思うんですけども。うちの町にも来たことがありますんで、その奨学金の中身は私も承知をしております。ただ、そういった金融関係が中に入った場合は、当然、ローンの仕組みと同じでしょうからそもそもがですね、低所得の方がローン受けられますかっていう問題も私はあるんじゃないのかなというふうな危惧をしておりますので、果たしてそれが全家庭に適用できるかという、なかなか難しい問題もあるのかなというふうに思います。また先ほどの一部の方がですね、返済滞った、余り危惧することではないんじゃないかというふうに仲田さんおっしゃいますけども、「ぶり奨学金」のように住民であったりとか町内企業さんから集めた基金で皆さんが良しとすればですね、若干の返済がなくてもしょうがないかっていう話にはなるかもしれませんが、町でやった場合は、町のお金を溶けさせる可能性がありますので、議員がおっしゃるような簡単な問題ではないんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。なんかでも数人しか生まれない子供たちだから、何かみんなで育ててあげたいってそういう気持ちなのです、私は。だから帰ってくる来ないっていう、まあここで言っちゃいけないですね。はい。そういう気持ちです、はい。で、先ほど特別交付税の対象だったんですよ、新しくやる返還制度はね。今回、今検討していただいているのはこれが使える、これを使うかどうかというところで今、制度設計しているというふうなお話

だったんですけど、このところ町の単独事業としてやる可能性もあるということですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） まだあの検討中でございますけど、特別交付税の対象となるものであれば町としては有利な方向になると思いますので、その制度の活用を考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今日の冒頭でも申し上げましたけれど、中高生のアンケートではね、帰ってきたいけれど働く場所がないという答えが多くあって、実際役場で働きたいということね、選択する方も多いんだと思います。昨日の浅賀議員の質問の中で管理栄養士の話になりました。いないならば育てたらどうかというね、お話にもなったのですが。この今のこの奨学金をもし使ったとして、資格を管理栄養士の資格を取ってきても、この管理栄養士さんは町に就職したら返還免除にはならないということになっちゃうんですね。なので、これはちょっとやっぱり納得いかないです。何か制度を、ちゃんとこういう人たちでもこの返還免除になるというふうな仕立てをやっぱりどうしてもやっていただきたいと私は考えます。そこまでは考えていただけているということに判断していいですか、行政職員も対象になるということはいかがでしょう。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど課長が答弁をしたように、町の職員として採用した場合には、国からのお金が来ませんので対象とはいたしません。仮にするということになれば、町の単費を出すということになりますので、それは避けたほうがいいのではなかろうかというふうに思っております。またあの先ほど県の医学の方達です、結婚などを機に県から離れて、その奨学金の免除を受けられない方がいらっしゃるということなんですけども、逆を言うんです、他の県でそういった制度があって借りた方も多分当然、その県に縛りがあるんでしょう。逆に西伊豆に来て、その方がその県の免除を外れたとしても、今度はうちの免除が受けられますので他の県でそういった制度を使われて、県の返済免除がなくなりましたけどうちに来ればそれは違う形で受けられるということもまたありますので、そこはですね、うまく制度を活用していただければと思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ちょっと行政職員だと返還免除が受けられないということになると、これ移住促進のところでも大きな問題になっておりますけれど、働く場所はあるのかという

ことですよね。で、じゃあ並行してこの奨学制度を進めるに当たって、並行して若い人たちの働く場所づくり、そのようなことは今何か方策考えてるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 働く場所ということでございますけれども、以前、仲田議員の一般質問でも取上げていただきましたけれども、当町、地理的に外部からの企業誘致が大変難しいものでございますから、域内での地域資源を生かした仕事づくりというものを進めてまいりました。昨年度末で、補助事業としては終了いたしました。「森と海の6次産業化プロジェクト」では先般公表いたしましたとおり、8月にですね、地域商社が設立され、そのほかには2つの会社が設立。また現在でも1社が会社の設立に向けて準備を進めているというような状況もございます。大変歩みは遅いかもしれませんが、働く場づくりもですね、このような形で着々と進めているところでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） それは昨日、町長おっしゃっていたと思うんですけど、今課長がおっしゃった歩みは遅いかもしいがっていう話ですけど、その事業全体で雇用増大につながっていけばいいって、昨日そんなことおっしゃってましたもんね。ですから、やっぱり細かいことを今さらね、うちの町で半導体工場を誘致するなんていう、どこかのところみたいなことはね、もう考えられないので、やはりこういう細かなことを積み上げていくっていうことしかないんだと思います。まずたゆまぬ努力というのは並行してやっていくべきだと思うのですが、やはりどうしても私やっぱり諦め切れないのは行政職員ですよね。なので、ここのところだから町の財源で補っていけばいいわけだと私は思うので、これそうするとかなりその働く場所に関する制約もなくなってくるというふうに考えられますので、ここのところは再検討を、再検討というかぜひ検討して前向きになって入れていただきたいと思いますが、そこはどうにもお約束いただけないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。あの町としてもですね、人材確保については大変苦慮しているところでございますけれども、他の方の一般質問の中ではですね、介護であったり観光も人手不足だということになりますんで、人手不足という文言が出るということは、そこは人が足りていないイコール仕事場としてはあるということになります。それを役場も入れてしまいますと役場ばかり人を確保するのかというふうに言われても困りますんで、そこはやはり国のほうから支援が受けられないということであれば、公務員としての採用はできないんだ

ろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） これ特別交付税でその公務員、先ほどの公務員は対象外っていうこの理由って教えていただけます。何かご存じですかね。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） その理由についてですね、実は町のほうでも正式になぜだということをごです、確認したくて県のほうに問合せしているんですが、ちょっと回答がない状況でこの場ではお答えができません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。分かりました。今、検討していただいているものですけど、金額をいくらにする予定か考えているかというところを伺いたいのですが、一般に大学や専門学校に進学となると入学金が25万円ぐらい。年間学費が100万から150万ぐらい。そして生活費、通学費用などに月間15万ぐらい今かかるだろうと。合計で子供たちは、年間300万円ぐらいかかる計算になってきます。西伊豆町の子供たちがここから育っていくときに、大体幾ら出してあげたら楽だろうかということですけど、ざっと見て年間200万ぐらいは出していただけないかなと思うんですけど、このぐらいは考えられないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私も1人の親でございますので、子供が大学を卒業するには大体どのぐらいお金がかかるかという試算はですね、当然、家庭の中でしておりますからどのぐらいのお金かというものは分かります。ただそうは言ってもですね、丸々全部町がそういうものを出すということは難しいので、当然、全国のそういった学生機構などと同じような金額になっていくんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 確認でございますが、これは、検討中の新しい制度は、制度でもIターンJターンの人たち、町外出身者を対象にするのかしないのかっていうところはいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今検討しているものについては、先ほどから課長が答弁しておりますように町内在住の子供。で、IターンJターンについては、既にもうつくって運用を開始しているもので賄うことができますのでそちらで対応したいと思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ただデータとして少し申し添えておきたいなということがございます。

ちょっと先ほどのね、県の医学部のところを調べたものですから、そこにもう1つデータがありました。1,620人が今まで利用して、そのうちの703人が県内で勤務、その返還免除期間過ぎてからですよ。過ぎてから勤務していて、ですからその後の定着率が73.2%、県外出身者でもそのまま静岡県に住み続けている人たちは59.8%、県外出身者でも静岡に返還免除期間過ぎてそのまま住み続けてくれる方が6割もいるってということなので、これやってみる価値はあると思うのですがこれは検討していただけない。IターンJターンの人たちも制度を使って、この方が恐らく金額は、対応金額は高くなるでしょ。なのでこちらが適用できたらいいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） すいません。質問されている意味が分からないものですから、もう一度質問をお願いします。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 現在検討中のものは、もともと最初からあれですよ、資金を出してあげるってことですよね。既にほかのもので使って返還する金額を、それを肩代わりしてあげるということではなくて、進学在学時にもうこちらから支援してあげるということなんですけど、恐らく金額的には、金額的というか親の負担はすごく楽になるんだと思うのです。なのでこのところで、全然その最初に用意する資金が違ってくるということになりますから、このところ、この制度もIターンJターン使えるようにしてあげたらいいんじゃないのかなと思うのですが、そのところを伺いました。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そもそも今検討してつくろうとしているものについては、Uターンになります。町内の子が町に帰ってくるUターンですね。IターンJターンは国の特別交付税を頂けるものなのでここには当然、IターンJターン含まれておりますので、あえて作る必要はないと。お金の試算についても、先ほど課長が答弁しましたように月額20万のマックスの枠の中でやっておりますので、静岡県がおつくりになってるものとさほど変わらないんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、大体概要は理解できました。はい。この新しい制度ですけど、

これは来年度令和7年度から開始ができるのかということも少し伺いたいです。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 当町はですね、人口減少に歯止めがかからず、消滅自治体、可能性自治体からの脱却もですね難しい中で、町としては今後こうした若者世代を確保するための事業を集中的に行っていくことが必要だと考えまして、この制度もできるだけ早い段階で開始したいとは考えております。ただその限られた予算の中で、例えば、子育て世代に対して予算を集中させるとか、あと先ほどもお話してきたとおり様々な懸念もありますので、その辺をどうするかという課題を解決していかなければなりません。今後は議員を初め、多くの町民の皆様にはですね、ご理解ご協力頂けるよう努力し、できるだけ早く制定できるように努めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。現在、これをもしすぐ7年度から開始するとすると、恐らくその対象者は30人から40人ぐらい。その時代に生まれた子たちのね、対象者がそのくらいになる。だがしかしですね、今年は4人ということで、何かもうその町民の皆様のご理解というレベルではないような気がいたします。そんなに総額としても大きくならないような気が私はいたします。町で生まれた子は、町でみんなで育てましょうよというような視点を私は求めたいところがございます。で、ここで生まれ、まとめます、私。ここで生まれ育った子供たちにですね、好きなだけ勉強しておいで、でもここ帰っておいで、親もいるよ、友達もいるよ、家もあるよと。実はこの家があるっていうのととても大きくて、人生のね中の自由裁量所得が格段に増えます。ですから、この西伊豆に暮らすことが生涯の幸福感、そして充実感・安心感、それをもたらすということ。残念ながらこれは年をとってから気づくことなんです、こういう子供たちにそういう人生を送ってほしいと。親も苦しいので、それを何とか助けてあげられないかということ私を質問提示してから1年たちました。1つ新しい制度を進めていただくことが分かりました。そして今新たに検討中、ね。なので、新しい制度も受験生やその家族に明るい光をもたらす奨学支援制度になることを私は期待いたします。以前、町長はね、子供たちの未来を縛ること、お金で縛ることはできないってことをおっしゃったこともありますけれど、やはりそうですけど、やはり今申しましたように自分の生まれ育ったところで暮らすってのは本当に幸福です。そんなことを話しながら子供たちに帰ってきてほしいと、支援制度の早急なる実現を期待して私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時46分

◇ 5番 芹澤孝君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

[5番 芹澤孝君登壇]

○5番（芹澤 孝君） （1）消滅可能性自治体から脱却できないことについて。2014年、民間団体である「日本創生会議」が、人口減少が続けば消滅可能性がある自治体を公表し、10年が経過して、本年4月同様に民間の立場から人口減少の問題を目指す「人口戦略会議」が地方自治体持続可能性分析レポートを公表しました。2つのレポートとも、数値算出の元は国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研が公表している人口推計をもとにしてつくられております。レポートに異論を唱える人もいますが、実際に消滅という刺激ある言葉を使い人口減少をより強く意識させた功績はあると思います。2024年の報告では、2014年に896あった消滅可能性自治体から239の自治体が脱却したが、当町は残念ながら脱却できませんでした。消滅可能性自治体とは20、20歳、20から39歳までの女性人口が2050年までに半分以下になると推測される自治体を指し、人口減少は緩やかでなく大きい、大きな自治体であることを内包しており脱却には人口減少対策の充実が求められます。当町においても人口減少施策は数々行われてきましたが、消滅可能性自治体という1つの指標から脱却できないというのはどこに原因があると考えますか。

（2）人口対策減少の政策について。人口減少対策は多岐にわたり多くの町の施策と繋がっているが、代表的な対策項目は、子育て支援、雇用創設・移住促進、観光振興・地域コミュニティの強化などであり、既に多くの施策が行われていますが、今後より強化していく項目はあるのか。また新規の政策、政策については考えているのか。

(3) 若年女性を増やして合計特殊出生率と人口動態とを改善することについて。合計特殊出生率2.07が、現状の人口維持ラインとされています。2024年の発表では、この数値を超えているのは全国で7自治体であり消滅可能性自治体から脱却したとされても、ほとんどの自治体は人口減少が止まるわけではないですが、脱却の要因である若年女性を増やし、合計特殊出生率と人口動態とを改善しなければ、当町の場合、人口減少は加速して、将来町の存続は危ういと考えるが若年女性を増やし合計特殊性率と人口動態とを改善することについてはどのように考えますか。

以上です。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の人口減少についての(1)消滅可能性自治体から脱却できないことについてどこに原因があるかと、(2)の人口減少対策の施策について今後より強化していく項目は、また新規の施策についての考えはは、関連がございますので一括で答弁をさせていただきます。まず指標から脱却できない理由につきましては、指標の計算式が取組や成果は関係なく、あくまでも数字のみを追いかけているためであり現状では脱却はかなり難しいかと思えます。まず数字的なものとして、2020年の20代、30代の女性の数と2050年の30年後の予測値の女性の数が比較の対象になりますが、現在の子供が全て町内に残ったとしても人口ピラミッドの数字を見れば一目瞭然で達成はできません。しかも、進学・就職を機に町を離れる社会減がありますので、数字的には絶望的なものがあります。仮に、この数字をクリアするとなれば子供の数が爆発的に増えるや社会増に転じるほどの移住者が西伊豆町に来なければ無理です。あるとすれば財源の問題を無視して、子供や教育に投資をし、子育て世代に目いっぱい施策を偏らせるかだと思えます。そのぐらいしなければ若年層が西伊豆に移住するメリットはありません。ちなみに参考として申し上げます。現在の消滅可能性の考え方を今から30年前に遡って検証すると、1990年の数字と2020年の数字を用いた場合、1990年時点でも西伊豆町は消滅可能性自治体であり、1990年から見て、2020年の時点で女性の数は4分の1になっているということもご承知ください。

次に(3)の若年女性を増やし、合計特殊出生率と人口の動態、人口の動態を改善することについてでございます。都会以上に住みやすくするであるとか充実した生活が送れるようになれば、改善できると思えます。しかし、田舎が取り組む以上の速さで都会が充実してい

くので都市部に住むリスクやデメリットが出てこない限り、この問題は解決できないと思います。ある意味、子育て世代へのサービスは財源が豊かなところのほうがやりやすいわけで、東京などで子育て世代に手厚い施策をやられてしまうと太刀打ちできないと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） まずこのなんで脱却できないかと思うということについて、町長はその計算の仕方とかいうことを言ってるわけだけど、現実としてそういうことであっても、若い女性が残らないっていう現実があるわけで、それに対してどうやっていくかってことですよ。今回の「人口戦略会議」の持続分析ではですね、西伊豆町は消滅可能性自治体には変わりはないですけど、若年女性20歳から39歳が悪化すると。その内容は、2014年から2040年までと今回の2020年から2050年の間での30年間を比較するとですね、若年人口減少率は2.5%増加して、2050年には70.2%減少するということになってるわけですね。そのとき20歳から30歳、39歳の若年女性は91人ということになってます。その対策として「自然減対策」と、「自然減対策」が必要であると分析してるんですけど、人口戦略会議はね。特に必要なのは、「社会減対策」だと分析されてるわけですね。今回この脱却できたですね、南伊豆町の分析はですね、この「社会減対策」のみ必要としてるわけですね。その若年で、その原因としてはもう若年女性減少率が9.7%改善して2050年の減少率は46.7%で、2202人の若年女性が残るという予想されたわけです。この10年間で当町よりね、社会減・自然減ともワンランク改善されたんですよ。この統治、当然、この地の利はあると思いますよ、それぞれね。けどですね、どのような対策を打って政策によって減少率が改善したかはですね、南伊豆町についてですね、大いに参考する必要があるんだと思いますよ。担当課としてはですね、人口減少対策が効果上げている全国の先進地域の事例を検証した上でですね、自然減の、自然減・社会減のですね、対策が必要とされるが特に社会減が対策を必要、減が対策だと、対策が必要だとされることから、現在、西伊豆町は大幅な転出超過を改善する政策をとる必要があるわけですけど、「第2次総合計画」においてですね、住民の意識調査を行ったことは「社会減対策」を考える有効な方策だと私は評価します。転出超過の主要因であるですね、20代前後の若者の今後綿密な調査が必要ではないのか。人口減少問題はですね、科学的な根拠に基づいた政策が必要であり、それではなければ改善は望めません。今まで政策、今までの政策がこうすればよくなるだろうの下に行われずで、さして効果が上がってこなかったということですから、今一度、人口減対、減少、人口減少対策のですね、政策を検証・分析・脱却で

きない要因はどこにあるかを把握することによって人口減少のとりべき政策の方向性は見えてくるのではないかと思います、どうですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 人口減少対策のとりべき政策の方向性を探るためにはですね、転出超過の主要因である20代前後の若者の綿密な調査が必要だというようなお話だったかと思いますが、町は現在、総合計画の作成に合わせて、議員もおっしゃいましたけれども、子育て世代からの様々なご意見を伺っているところでございます。以前、開催をいたしました議会全員協議会におきまして、スポーツ、ストリートスポーツパークのお話をさせていただきましたが、その提案はこども・子育て会議から出たものでございます。また今回の「第2次総合計画」の後期基本計画を作成するにあたり開催した、まちづくり懇話会においても、例えば、子供たちが遊べる場所、公園を整備してほしいなどの意見を伺っております。こうした子育て世代のご意見を反映した施策を重点的に行っていく、若者世代を増やす努力をしていくことが必要となりますが、議会全員協議会でも申し上げさせていただきましたが、引き続き子育て世代の皆様から多くのご意見を頂ける機会を今後設けていき、施策に反映させていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長。私、20代の綿密な意識調査が必要だってことを言いますが、言いましたけどそれは評価すると。しかし、それだけじゃないんですよ。だから今までやった減少対策、これは減少、人口減少対策の政策だろうなと思われるものについてはね、この効果が上がったかどうか。それでね、どこが悪かったか、なんで。そういう検証をね、一度する必要があるんじゃないかっていうことを言ってるんです。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 人口減少対策につきましては、町で言いますと「まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げているのが、掲げているものとなります。その「まち・ひと・しごと総合戦略」に関しましては、年に1度ですね、委員さんの皆様にこれまでの人口減少対策の事業につきまして評価を頂き、それをPDCAサイクルで回しながら進めているというような状況で取り組んでいるところでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） えっと次にですね、これあのテレビにも出てたと思いますけど、町長は東京が吸い上げる状況、東京一極集中を止めてもらわないと過疎地域が頑張ったところで

人口減少問題は解決しないということも発言しておられましたけど、しかしですね、全国ではですね、コツコツと努力した結果ですね、今回政策は結実してですね、実ってですね。239の自治体が減少率を改善してですね、消滅可能性自治体から脱却したわけですよ。どこの自治体もですね、手っ取り早く効果的であるこの移住定住に力を入れているわけですけど、限られたパイの中の奪い合いなので思うように移住定住人口を獲得できない状況の中ですね、この賀茂地域は、移住者は多いがああ合う仕事が見つからず諦める仕事が多い、大変多い。西伊豆町の移住定住ポータルサイトではさ、住まい・お試し住宅・仕事・子育て・移住に関する重要項目として説明してるわけですけど、仕事以外の住まいお試し住宅ね。それで子育ては政策として補助するなど目に見えて分かる。理解しやすいですよ、見る人も。それでその情報としてはね、効果を上げてるとは思いますけど、仕事についてはですね、これ下田ハローワークの西伊豆地区に直接、いきなりアクセスするんですよ。このハローワークに丸投げ情報が画一的な情報で果たして閲覧者、移住者の興味を引くかということですよ。その点、この南伊豆町はどうか。このサイトの移住に向けた町内の仕事の情報としてですね、ハローワークの求人情報は当然、載せてるわけですけど。静岡就業ネットの就業支援金100万円についての説明、その町内の就業支援対象事業者の紹介、商工会のお試し店舗の紹介、移住就業支援金と地方創生起業支援金の対象となる農業・漁業・林業の説明と内容が盛りだくさんなわけですよ。これでは見た、どっちを見たっていったら閲覧者としては大変興味を引くに十分ではないかと思えます。こういうことがですね、2023年、昨年度の移住者が20人もあったということの一因ではないかと思えます。この移住の最重要事項はですね、生活するための仕事ってことなんですけど、担当課としてはですね、この閲覧者がですね、1度はこの西伊豆町の話聞いてみようかと思わせるような就業起業補助金の情報公開の仕方をですね、考えてですね、相談窓口では圧倒的な情報量で就業案内のスキルがある体制を整える必要があると思えますけど、こういうことについてあれですか。情報公開相談窓口の在り方については改善する必要があると思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 仕事に関する情報公開につきましては、議員のおっしゃるとおりハローワークの掲載のみとなっておりますので、この辺については早急に今後改善をしております。ただ、町内に若者に魅力のある仕事が多いかといえば現状では少ないのが事実でありまして、仕事に関する充実した、充実した内容をですね、発信することがなかなか難しい状況でございます。このため町では地理的に企業を誘致することも難しいので、

先ほど仲田議員の一般質問でもお答えしたとおり地域資源を生かした仕事づくりをすることにまず最初は注力してきたところでございます。例えば、3年前から取り組んでおりました「森と海の6次産業化プロジェクト」です。こちらは先月発表したとおり、新たに地域商社が設立されたほか、町内に2つの企業が誕生しました。また現在、1社が設立に向けて準備をしているところでございます。このように若者にですね、魅力的なというか仕事を増やしていきまして、さらに広報西伊豆の5月号で紹介をさせていただきました、地域プロジェクトマネージャーを相談窓口として人材を確保していく、こうした形がですね、ようやく、ようやく出来上がったところでございますので、今後は積極的な情報発信に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 移住定住を促進するっていうことで西伊豆町も、東京で今後どんなですか。東京国際フェアム、フォーラムで、何回かあれですか。いや、独自、独自でもないのか。賀茂地域で何回かやってるとは、情報は見受けられるわけですけど。今回ですね、この「ふるさと回帰フェア」って名を打ってですね、移住フェアが今月21、22に東京国際フォーラムで全国から670の自治体団体がですね、集合して国内最大級の規模でですね、開催されるわけですね。県内においても森町、川根本町、伊豆市など15市町が参加してるわけですけど、移住定住を促進しようって結構力を入れてやるっていうことであればですね、このような全国的なあの何、開催、規模のフェアにも参加するべきではないかと思うんですよね。ということはあの、こういうほかのところを目指してきてもついでにここに来るってこと、西伊豆町のことを聞いてみようかとね、こともあるわけだから。そういうことを考えるとこういうことに参加したほうが、大きいフェアにもね、参加したほうがいいと思うんですけど、今回はどうして参加しなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 「ふるさと回帰フェア」につきましては、当町でも過去に可能な限り参加をしてまいりました。議員がお話しされたように、今回は都合により参加できなかったわけでございますけれども。というのもですね、これまでこうした移住に関する業務につきましては、役場職員が主体となって行ってまいりました。ただあの、担当者もですね、移住対策を専門的に行っているわけではございませんので何かしらの行事が重なるとですね、参加できないといったケースもございます。他市町におきましては、NPO法人などがですね、移住関係の業務を担っておりますが、当町でも昨年からは地域プロジェクト

マネージャーがこの役割を担って活動を開始したところでございます。現在は、東京の有楽町の東京交通会館内にあります「ふるさと回帰支援センター」での移住相談会等に毎月参加しておりますので、こちらの課題は解決されたものと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） このあの地域プロジェクトマネージャー、この方はあれですかね。あのどういう経歴の持ち主なんでしょうか。それでプロフェッショナルっていうかね、そういうことについてはどういう実績なりあれがある方なんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） まずあの地域プロジェクトマネージャーというのはですね、地方公共団体町が重要なプロジェクトを実施する際にですね、外部ですね、地域とか民間、それから行政が連携して取り組むことができる仲介役として担っていただいているものです。当町では、重要プロジェクトということで、人口減少対策ということで、今現在、移住者の相談窓口になっていただいたり、お試し移住住宅の管理等様々な移住に関する業務を行っていただいているところでございます。で、先ほど申し上げたとおり、今年の5月号での広報紙で紹介させていただきましたけども、その役割を担っているのは元地域おこし協力隊の方でございます。彼はずっとIVUSAの事務局として、かなり長く西伊豆町のほうに来ていただき地域の事情も大変よく分かっている方でございますので、地域プロジェクトマネージャーを委嘱してお願いをしているところでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） まああのIVUSAも学生時代から来てるってことだから結構、西伊豆町についても理解はあると思うんだけど、それについては期待したいと思います。えっとまあ人口減少対策ですね、今後強化する政策、新規の政策についてなんですけど、2018年、この総務省はですね、調査を行ってですね、回答者1,000人に過疎地域に移住した人がどのような背景意識から移住に至ったのかを把握するための調査をしたわけですね。それによると、この地域の魅力、農山村漁村への関心が移住に影響したと回答した人の男女別・年代別・UIJターン別・移住前の居住地別など大変詳しくやってるわけですけど。移住するのにですね、最も重視、重視したのは何かっていう調査があったわけですけど。この方の答えはですね、いずれもですね、生活できる仕事があることがトップになってるわけですね。この移住者にね、農山村漁村地域の移住者を増やすために必要だと思う支援は、有効な支援は何だと思うかの問いに対してですね、1位は就業、就労支援。働く機会の拡充などをこの25%

で占めてるわけですね。その方たちの中でですね、そして今後転居する、いずれしたけど今後転居する可能性があるのかどうかっていうことを聞いたら、35%の人があって答えてるわけですね。その理由の大半がですね、仕事、仕事上の都合でってことでなってるわけですね。要は、仕事がうまくいってないっていうか、あまり芳しくないってことですね。これらのことからですね、人口減少対策の一環としてですね、移住定住策を進めるにおいてはですね、単なる腰かけ移住ではなくですね、恒常的な移住となるような仕事に就けるかが鍵となるわけですよ。そして5位にですね、その移住者が何を望むかっていう5位にですね、行政による移住に係る補助や移住後の支援・助成・優遇、税、税優遇措置を含むは22%、ごめんなさい、12%があることから分かるようにですね。このなかなかですね、自立できないで町から引揚げてしまうっていう人は結構いるわけですね。この町としても移住者をね、来なさい来なさいって呼び込むだけ呼び込んでですね、あとは移住したらあとは知らないっていうことは済まされないわけなんで、この短期移住者脱落者を出させないためにはですね、どう現在どのような体制をとってるでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 当町が行っている体制ということで、移住定住策の支援として実施している地域おこし協力隊を例にしてですね、ちょっとお話をさせていただきますと、任期中の3年間につきましては、毎月1回の定例会及び必要に応じて直接面談を行って3年間の、3年の任期後にスムーズな移住ができるように隊員からの相談に随時応じているところでございます。またあの3年後の任期後にはですね、定住支援のための起業支援補助金、隊員1名につき100万円を上限として支給する制度でございますが、そちらを使っております。地域おこし協力隊の定住率というのはですね、全国で見ますと約65%ということになっておりますけれども、当町が行うこれらの支援によりまして、当町では70%を超えている形となっております。したがって、隊員に寄り添った支援はできているというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 地域おこし協力隊っていうのは大変恵まれてるわけですよ。だからまあ課長、移住者対象、地域おこし協力隊だけっていうような感じで話しておられるけど、町としたらね、そうじゃなくて地域おこし協力隊だけじゃなくてほかにも呼び込みたいわけですよ。人口減少対策として。そうすると恵まれた地域おこし協力隊以外の人たちは、全然行政が関わってくれない、援助が得られない。何か助言なりなんなりないわけですよ。

だから先ほど言われたような地域プロジェクトマネージャー。その辺の方がですね、寄り添うとか相談窓口になるとかね、そういうことが必要じゃないですかね。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは以前、どなたかの一般質問にお答えしてるかというふうに思いますけども、そういった方のために地域プロジェクトマネージャーを設置しましたという答弁をしていると思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） まああの地域おこし協力隊の方だけの方向を向いてないで、全方位でそういう方もね、取りこぼさないように脱落者を出さないような方向にあってほしいと思います。何かある。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい、地域プロジェクトマネージャーが東京都首都圏において、移住相談会等を開催することで呼び込み、なおかつこちらに来ていただいた方に関しても相談に乗ったりとかそういう業務を行っていただいておりますけれども、それには支援という形の中で、まああのこれは、制度自体はもう終わってしまったんですが、町としては転入、若者がですね、西伊豆町に転入してきたときに補助金を出したりとか空き家をバンクに登録されている住宅をですね、改修する際の助成制度を設けたりとかそういった形の支援を今後も引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） えっとですね、自然減の話なんですけど、社会減の話か。令和5年の転出者は338人で、転入者が286人で、52人の転出超過ってなってるわけですね。この辺はちょっと先ほどの仲田氏と違うんですけど、この期限のとり方がちょっと違ったと思います。締切りのね、月末が。それで少し違ってらんだと思いますけど。この場合ですね、当町の場合、令和5年は結局、転出超過52人で社会減52人ってなったわけですね。この数字だけを見ますとですね、自然減が200人から180人もあるような現状の中ではですね、さほどびっくりするわけでの数字ではないってということなんですけど。これでもですね、この外国人の転入転出が含まれているためにですね、それによってこの社会減というのは大きく改善されてるわけですね。それで令和5年のですね、西伊豆町における外国人の転出は50人で、転入が86人で36人の転入超過になってるわけですね。コロナ明けのこの令和4年に至ってはですね、転出43人、転入152人の63人の転入超過になってるわけですよ。このことがまあ、社会減の

改善に貢献してるわけですけど、西伊豆町のね。そうすると、この令和4年の外国人人口が88人で町の人口の1.2%に相当するわけですけど、国が2070年にはですね、総人口が8,700万人いると。外国人が増え続けて10人に1人の割合になると。外国人労働者は製造業では、現在の4.6%から20.9%に。宿泊業・飲食業サービス業では、5.4から24.4%に増大すると予想、予測してるわけですね。町内においても同様にですね、今後宿泊業・製造業の雇用が拡大されるだけでなく、介護・医療等でもこれを拡大することが予想されるわけですけど、外国人労働者の方がですね、この町の人口減少を緩慢にですね、して社会減の改善に寄与することが将来にわたって期待できることを示すということで、この当町においてもですね、外国人労働者の存在が当町の社会減の改善に寄与してるってことですけど、外国人を、このことからですね、寄与してるっていうことからですね、外国人を雇用している事業者が将来にわたって存続していくための支援、例えば地方税、住民税、地方税の住民税、事業税固定資産税、地方消費税、自動車税などがあるわけですけど、において、それらの中においてですね、何らかの軽減措置をする支援はできないかと。またその他何らかの事業継続の支援はできないかということなんですけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。あの今の質問の結論から言うといけないというのが答えになります。ただあの、芹澤議員のおっしゃったことも一部そういった見方もあるのかなあと思いつつもですね。違う視点から見ますと、コロナ明けでうちのALTもそうですけども、なかなかコロナの最中には人が入ってこれなかったところから回復して外から入りやすくなっているので日本全体として外国の方がお越しになってる数が多いと並行して、西伊豆町内で就業されてる方が多くなってる。ですから、転出よりも転入のほうが多くなっているという事案はあるんだろうというふうに思います。もう1つ、就業場所の問題でいきますと、外から来られた方がこれだけ働くということは、逆に町内で生活されている方の就業場所を奪っているという形にも見てとれます。と同時に外から来られた方が3年、5年、そのあと当然、定住はされないわけですからベアアップの対象には多分なってきたいないんだろうというふうに思います。で、ここで町内の若い方がもしその職についたときに、5年後、10年後にお給料の上がない生活をさせるのかということになると、当然、それは当然、正規職員とかですね、いろんな職種になろうかと思えますけどもお給料を上げていかなければなりません。仮に、30年、40年働いたら本来であればこの外国人の方であれば2名雇えるところを日本人だと1名しか雇えないということになった場合、企業としてはどちらのほうかマン

パワーとして有効なのかというふうに考えると、こういった方々を多く雇うということになりますと、やはり日本の地元で働く方の就業場所を奪ってるということになりますので、一概にこの方々の受入れを全て良しということも難しいんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時34分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町長、先ほど外国人労働者が職域を奪うってということを言われたけど全然、何か勘違いしてる。外国人労働者って日本の人口、働き手が少なくなったから、そういう補い手として雇用をしてるわけです。それで拡大していく。人口が減っていったらその人たちが変わって働くってことですよ。その辺はちょっとよく理解してないな。西伊豆町だってそうですよ、水産業だって来てる方、やってる方、干物工場でね。やる人が働く人がいないから来てもらってるわけですよ。観光ホテルだってそうですよ。働く人がいないから外国人を雇ってるわけ。ねえ、その辺はちょっと勘違いしてると思いますよ。それとまあ話はちょっと余談になりますけどね。町長、税、優遇措置については全然考えないと言われたんだけど、私、結構これまでに何件か提言してきたんだけどその中でまあ結構ね、あのラグがあるんだよね。提言してから取上げられるまでね。それで町長、その最大のものはね私はね、サンセットコインですよ。サンセットコイン始めるときにね、私は全員協議会でポイントをつけろと。それでないと継続できないと言ったんだけど、町長がそのとき全員協議会ですよ、全員協議会のときですよ。考えられないとね、言ったわけですよ。それでまあその何年か後だったか、何年だったかこの5%還元とか10%還元をやってるわけですよ。ちょっとね、私の提言からいつもいつもタイムラグがあるっていうかね、その辺はまあちょっとまあまた検討する、してくれるんじゃないかと思いますけどね。この転出を減らしです、転入を増やすには、まあ生活の余裕のある人はですね、仕事を必要とするわけですけど、ハローワークに頼るのも結構ですけど町はもう一步踏み込んで職域の確保、創出して人口減少に対応すべきであろうと。町は、木質バイオ発電を今回起業して新たな職域を創出するとし

ているわけですが、木質バイオ発電の現状は厳しくてですね、お荷物がまた1つ増える可能性があるわけですよ。しかし、この町の経営であるから赤字となっても存続させることは可能で職域は確保されるのであるということであればですね、人口減少対策と言えるんですけど。今回これは何人の職域を確保できるんでしょうかね。まあそれとこの職域確保って創出するのは大変なことですけどね、また南伊豆町の例に戻りますけど、この南伊豆町は差田グラウンド近くの町有地をですね、食品添加物製造業者に7,471平方メートルを4,856万1,500円で売却してですね、同製造工場を企業誘致して、2019年の稼働開始によるですね、約37人の職域を確保したわけですね。それとまた介護施設を誘致してですね、2018年の開設により約70人の職域が創設されたということもあります。また今朝の伊豆新聞ではあれですよ、耕作放棄地に企業誘致して職域を確保するっていうことが出てる。こういうことに結構積極的にやってるわけですよ。これらのこの企業誘致ってことはね、消滅可能性自治体から脱却した1つの要因だと推察されるわけですけど。当町の場合、この企業誘致については「第2次西伊豆町総合計画」案においてですね、IT企業などのサテライトオフィス誘致に注力することが謳われているわけですけど、地方創生テレワーク交付金の活用を見込んでのことだと思いますけど、サテライトオフィスばかりでなくですね、その他、先ほど言われたその他企業の、まあそんなに1人2人3人でも、そういう企業の方でもですね、全方位の企業誘致に注力してもらいたいと思います。現在、サテライトオフィスやその他の各分野の企業誘致の取り組みはどうなってるんでしょうか。知ってると思いますけどね。南伊豆町はもう令和3年には既にこのテレワーク交付金事業が採択されて始めてるわけですよ。それでまあもう1つ言えば、このサテライト誘致で、あの姉妹町である富士見町の「森のオフィス事業」ですか。これなんかも大変参考になるとと思いますけど、現在の取組状況はどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。あの職いくの關係に、職域の關係については後ほど課長のほうから答弁をさせます。施策については、質問やいろいろご意見を頂くときにですね、そのときにはやらないということについても芹澤議員からはタイムラグがあるというふうにおっしゃられますけども、いろいろ検討した中でですね、これが有効であろうということであれば、あえてやらないということをおっしゃるよりは、取り入れたほうがいいと思えるものについては順次取り入れておりますので、今後、今議員のおっしゃられたものについてもですね、やらない、今は考えられないということでも今後必要であればやっていきたいというふうに思いますので、引き続きご提言などありましたら言っていただければありがたいなというふう

に思います。あと水産の方で外国の方が入って労働場所を確保してというものについては、当然ながら、西伊豆町に移住してくる方のまず難点としては、仕事がないというふうに皆さんおっしゃるわけですね。そうすると、芹澤議員は人手が足りないから外国の方がやっている、人手が足りないから。ということは、外から入ってくる日本の方は、人手が足りないんでそこに職はありますよねということになりますんで、議員が今おっしゃったことを言うと、職がないということには当たらなくなってしまうのかなというふうに思います。職はあるんですけども、なかなかお給料であったりとか仕事の環境がなかなか合わないの、外国の方に来ていただいているということが正しいのかなというふうに私は思っております。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） まず木質バイオマス発電の関係でございますが、昨日の堤議員の一般質問でもお答えしたかと思うんですけれども、事業規模をですね、小規模で想定していることから発電事業自体の雇用創出は余り高くありません。ただあの、これまで遠方に搬出しなければ売れなかった材木が地元で消費できるようになることで、価格に転嫁されていた運搬費がなくなり林業経営体の収入アップにつながるとともに、積極的な森林整備が促進されると考えられることから仕事量の増加に伴い林業従事者の雇用につながっていくというふうに考えております。次にサテライトオフィス、その他各分野の企業誘致につきましては、町は引き続き取り組んでいるところではございますけれども、サテライトオフィス事業を実施している、議員がおっしゃられた富士見町さんと比較をしまして当町が首都圏から移動に大変時間を要するというものがございます。したがってましてIT系企業の外部からの誘致につきましては、大変難しいところもございます。このため最初に申し上げたとおり例えば、当町に支店を設けていただいている林業経営体をですね、町の6次産業化プロジェクトに合わせて支援をして雇用の創出などにつなげている努力を現在しているところでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの西伊豆町の、あのなんだ、計画でね、今後サテライトオフィスを誘致するってことを書いてあるんだけど、これは全然じゃああの、形は全然できてないってことですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 詳細については、詳細については、また後ほど課長のほうから答弁させますけれども。なかなかコロナの頃はですね、みんな外に出て都市部のオフィスに来なくて

もリモートワークでできるというふうに言っておったわけですが、2類から5類になったことによって、県のほうの会議も今私たちは呼ばれてネットでの会議ではなくて現場に來いということが増えてきております。当然、都内の会社さんも出社をする方向でもう1回船が元に戻りつつありますので、以前のコロナ禍中のサテライトオフィス。要は、都市部に住まず地方に住んで都内の仕事をするというところからですね、反対のネジが回っているということは、まずご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長

○まちづくり戦略課長（長島 司君） えっと、サテライトオフィスに関します当町の取組といたしたいしましては、例えば、廃園となった旧賀茂幼稚園をですね、サテライトオフィスとして整備して進めていこうというようなことで取り組んでいるところでございますけれども、やはりその全国的にサテライトオフィスという事業を展開してございますので、そうしますとやっぱり交通の便がいいところとかそういうところが注目されがちなところでございます。したがって、なかなか企業的に、がこちらまで来てやっていただくっていうのは大変難しい状況でございますが、引き続き取り組んでいくという形で進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） このバイオマス発電の大体、雇用者数どのくらいかなっていう話はなかったけど、その辺は。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。具体的にまだこれからはなりますけれどもスタートはですね、2名でいけるというふうに見ております。で、事業がだんだん安定してきましてね、そのあとほかの例えば、林業に関する事業等もうまくいきますと、そこに付随して増やすことは可能かと思えます。またそれに伴いましてその林業ですね、いわゆる木を切るほうのそちらの仕事のほうもですね、少なくとも今町のほうで見ているこの機械を入れてバイオマス事業はですね、20年ということで計画をしておりますので、安定した雇用がそこは見込めるというふうに見ております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの、分かりました。それでね、移住者を呼び込むためにこの、その土地を経験してもらうということであるんだけど、そのためにあるのがあのお試し住宅があるわけですね。西伊豆町のお試し住宅はですね、この利用状況を見るとですね、大変盛況

で今年度4月1日から12月31日までで8月1日の時点で既に予約で満杯なわけですよ。これだけ盛況でありながらですね、この移住者増加に結びついてないように見受けられますけど、このことについてはどのように分析しているのでしょうか。それでまたですね、この南伊豆町の話をして申し訳ないけど。南伊豆町でですね、このお試し住宅の間口を広げてですね、短期から長期までライフスタイルやご利用期間に応じたですね、3種のお試し移住を用意してるわけですね。これあの利用期間・料金についてですね、短期、民宿・旅館2泊から30泊、2,500円/日で、中期、町が借り上げた空き家・民宿・旅館1か月から1年、4万円から/月。長期民間賃貸物件1年から5年。契約した家賃に応じて補助でお試し住宅の内容を充実させてるわけですよ。こういうことがね、南伊豆町が選ばれる理由になってるんじゃないでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） お試し住宅につきましては、平成28年度に整備をいたしまして、当初は6組14名が利用していたしました。また、翌年の平成29年度にはですね、11組30名と年々利用者は増え、スタート当初は年間で大体約1組以上が西伊豆町への移住に結びついていたところがございます。しかしながらその後、新型コロナウイルスの影響によりまして、お試し住宅の提供をやめたことから利用者がいない状態が続き、最近ようやく再開ができたというような状況でございます。このお試し住宅につきましてはですね、昨年度から、昨年からですね昨年末から、地域プロジェクトマネージャーが受付から利用者の対応までを行うようになりまして、PRを強化したところ、議員が先ほどおっしゃったとおり年末までの予約がいっぱいの状態となりまして、現在1組が移住に向けた準備をしているところがございます。南伊豆町の例を先ほどお話しされたんですけれども、そちらのほうもですね、参考にしながら今後、プロジェクトマネージャーと町が連携をいたしまして、利用者に対応していくことで移住につながっているケースもさらに増えていくというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に3番のですね、若年女性を増やし人口動態と合計特殊出生率の改善についてでしたけど、人口減少対策に地方創生としてですね、結婚、出産、育児にですね、2014年度にはですね、30億円だった補助がですね、2024年度には100億円支援していますけど効果があってないっていうことは多くの町が実感しているところであり、このことは、国、支援、お金を出している国自体が認めているところでもあります。女性が男性を上回る転出

は、33道府県ありますけど、中にはですね、2倍以上となる県もあります。40年はですね、40年前ですね、女性ですね、あの職業っていうか働き方、人生の考え方についてですね。40年前は専業主婦の希望が35%でトップだったわけですけど、今は仕事と育児の両立希望が35%と。もう逆転してるわけですね、女性の方の考え方が。女性の仕事に対する考え方が多様になったことが要因ですけど、地方において選択肢が限られるのでやりがいのある仕事を見つけにくい状況であります。女性の新卒者の引きとめ、移住者の促進など人口減少対策の、特に若年女性に関するいろんな報告書がネット上で見受けられるわけですけど、もっとも私が納得させられた有識者の意見は、子育て支援はとても大事なので育児にフォーカスした政策を提供している自治体は多いけれど、同時に女性にフォーカスすると経済自立というものも大事で、地域で働きたいという女性のニーズに対しての政策は弱かったのではないかと思います。こういうことを考えると、そういうことに関連としてですね、ほかにもインタビューとかあったわけですけど、その中に地元の離れた方っていう女性がインタビューに答えてるわけですけど。「困っているのは、行政が単身女性向けとかの子供がいない女性のサポートをほとんどやっていないところです。大体、行政の女性支援って子供がいる前提のものばかりで独身女性へのサポートがない」ということを言われて、言っています。当町でもまあ子育てに関して先進的な政策をやっているわけですけど、女性の仕事に関する支援策はほとんどないと思いますけど間違いでしょうか。地方で女性が働くにはですね、社会的背景とその慣習、そして男女間賃金格差、仕事の選択肢が狭く少ない。また刺激ある環境ではないなどの障害があるわけですよ。そのためにはですね、それを打破するためにはですね、男女共同参画の考えを町にですね、浸透させそれに即した女性の仕事に関する支援政策、職域の確保、創出に力を入れると同時に、子育て支援にも力を入れる。複合的に政策を行うことが若年女性を増やす一助になると思いますけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 女性の仕事に関連する支援政策がないかと、ないと思うが間違いかということで、女性の仕事に限った仕事に関しては、支援に関しては、当町では特にありません。ただ、あの先ほど仲田議員の一般質問にもお答えさせていただいたとおり、例えば、将来、西伊豆町に戻って観光であるとか医療・介護等の職に就きたい高校生や大学生が奨学金を借りていた場合の返還支援などについては、男女問わずそういうのが利用できるということでスタートさせていただいたところでございます。また今年度から、出産祝い金の拡充であったり、成長祝い金、赤ちゃんの駅事業を創設するなど子育て世代を支援

する新たな取組も始めたところでございます。最初の質問にちょっとお答えさせていただきましたが、今後そうした女性子育て世代の皆様からのご意見を頂ける機会を設けて、仕事に対するご意見もですね、たくさん頂こうということで考えておりますが、現在行っております「まちづくり懇話会」でも委員の半分、12名いらっしゃいますけどそのうちの6名は女性でありますし、中には任期後に町内で起業された地域おこし協力隊のOGの方も含まれるなど女性からのご意見を頂けるような体制をとっておりますので、これらを今後の施策に取り込みながら生かしていき、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この女性の関する仕事ってことで、この間東伊豆町でワーキングホリデーっていうの始めたんですよね。それによると何で始めたか。この保健師が全然見つからないということで始めたんですよ。この保健師を見つけるためにだけ始めた。だけど付随してほかの人も来てくださってということで補助するんだけど。保健師って97%が女性だそうなんです。だからこれは、私は女性の仕事だろうと。対する女性だろうと、支援だろうと。若年女性をね、取り込むための支援だろうと考えておるわけですけど。この支援の仕方、ワーキングホリデーで保健師さん呼び込むためにじゃあどれだけ支援するかって言うと、この保健師さんね、宿泊施設借り上げ日額1万円上限、滞在13万円上限、それで交通費1万円上限、滞在費2,000円、それで2万円上限。その他の人も一応、農業宿泊業の方も来てくださいますよ。ワーキングホリデーで。その方たちはどうか。そうすると宿泊料借上料経費の2分の1、上限2,000円。上限滞在中6,000円、交通費2分の1、5,000円上限、これ全然違うんですよ。ねえ。だからね、女性を、女性の保健師さんを取りたいがために、雇用したい、雇用したいがために職域を増やしたいがために、これだけその保健師さんをつっ込んで、ね。差別化してる。優遇してるんですよ。もうそれぐらいのことを考えても西伊豆町はいんじゃないですか。それとですね、最後に、最後にあの2020年の西伊豆町の若年女性は20歳から29歳までですけど305人です、2050年には91人と大きく予想されるわけですけど、2020年の出生数は20人ですけど、2023年は13人、たった4年間でですね、この減少幅が大変大きいわけですね。2050年、2050年の25年後には0歳から4歳まではたった24歳と予想されですね、この単純計算では、年間5人の出生児数となるわけですよ。この数字だと、町として本当存続が可能なのかと大変不安になるわけですけど、出生児数を増やして消滅可能性自治体を脱却したいわけですけど、私たちこの平成27年にですね、奇跡の合計特殊出生率とされている岡山県奈義町に議員視察に行って説明を受けたわけですね。そのときの説明というか、私が

感じたことは平成26年単年度合計特殊性率が2.81になった要因は、中都市に近い企業誘致、それに伴う住宅設備、整備と自衛隊の駐屯地が存在するということによるですね、この子育て世代のカップルが増えたってということで、私自身感じたわけですけど。それこれいろいろな環境に恵まれたなあと思うわけですね。運もあったと思うわけですよ。ということはね、この現時点、平成26年の時点で奈義町はですね、消滅可能性自治体だったわけですよ。ですけど今回、これ出生数を増やしたことでね、女性の出生数を増やしたことで脱却したわけですけど、今回脱却するについてですね、出生児数が増えたことのほかに女性に対する特別な仕事っていうのは何か見当たらなかったんだけど、1つだけ女性のスポット仕事を斡旋する仕組みをつくったっていうんだけど、それぐらいであとはね、若年女性を増やすためにこれといった政策をとったっていうことは情報がなくですね。出産、育児、子育てにとる政策をとりながらですね、出生数を増やして脱却したって思えるわけですけど、人口減少対策をやった中で、注目すべきことはですね。主なその対策の中には当然、保育料、給食費、奨学金などに混じってですね、不妊治療助成を上げてるわけですよ。この不妊治療に力を入れたことが脱却の一因になったということでしょうか。それともう1つ、2024年の人口戦略会議のシンポジウムにおいてですね、鳥取県知事は合計特殊性率を1.4から1.6に上げることができたが不妊治療を行ったことも大きい。今、結婚年齢が上がっているので治療費を拡充すると40代の出生数が上がってくるので出生率が上がる。これは経験的に言えると言っているわけですよ。このようにまあ人口減少対策と不妊治療っていうのはもう密接な関係あるわけですね。この現在、あの近隣都市、近隣市町、西伊豆町の近隣市町は0歳の移住者の奪い状態なわけですけど、定住者に対する政策を含めてですね、各市町の人口減少対策っていうのはまあほぼ項目は同じで、そのあとは中身が問題となるわけですね。西伊豆町の不妊治療の支援は近隣市町と比べて内容がおとりますけど、人口減少対策で合計特殊出生率を改善する1要因となる現在の不妊治療を拡充すべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。あの不妊治療の関係につきましては、以前から芹澤議員から一般質問を受けておりますので私たちも承知をしております。そこの部分についての詳細の答弁は担当の課長からさせますけれども前段の部分のですね、合計特殊出生率のところは当然、仮に西伊豆町に20歳から39歳の方の女性が100人いたとすると持続可能にするためには子供の数がですね、100、女の子がいらないといけません。男の子と一緒にして200いて、2.0なん

ですよ、数字的に言うと。ただそこは1つの、1組のカップルで2人の子供では足りないんですよ。要は、結婚されない方が中に含まれるわけですから。ですから、結婚されている女性が2人子供がもしいたら、結婚されてない方が0人いたらこれは合計特殊出生率上は1なんです。ですから、お子さんをお持ちじゃない方、女性がもし1人いるとすれば、お子さんをお持ちの女性は4人産まないと、2.0にはならないというのが計算上の問題でございますので、当然、若い女性の数と比例して子供の数が同じぐらいいないと計算上できません。逆を言うと、20歳から39歳までの女性の数が減れば、子供の数が同じでも率は上がっていきます。ですから鳥取県がどのような形で1.4が1.6に上がったのか分かりません。子供の数が増えて1.6になったのかもしれないし、若い女性の数が減って子供の数は同じで上がったのかもしれないので、ちょっとその辺は分かりませんが、要は、子供を産み育てやすい環境をつくらないと無理なんです。仲田議員も一般質問されてましたけども、やはり大学に行かせるにはお金が必要だと。そのお金を貯蓄するまでには当然、ある程度の収入がないと子供を大学に行かせることができないっていうことを考えると、やはり毎年確実に給料が上がっていて明日の未来が明るいというようなものがないとなかなか難しいので、小手先のことをやるよりはやはりもう少し経済対策をしていただいたほうが私はいんじゃないのかなというふうに思います。不妊治療のことについては担当課長から答弁させます。

○議長（堤 豊君） いいですか。

芹澤議員に申し上げます。

暫時休憩します。

再開は、午後1時からとします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 先ほど、町長が壇上から答弁したとおりですね、以前に答弁してございますが、不妊不育治療費助成事業につきましては各医療保険法において不妊治療が疾病と同じ位置づけになったことによりまして、6回目までの治療費が自己負担3割とな

りました。このため町では、7回目から10回目の治療費の7割を助成し限度額は15万円までとしております。この保険適用に伴いまして、県内でも、県、国、県と同じく、11市町が一般不妊に対する助成を廃止しまして、当町を含む23市町がそれぞれの考えのもと独自に助成をしているのが現状でございます。このような状況もございますので、不妊不育治療費助成事業の拡大を実施するにはですね、ニーズの有無や財源の確保など解決すべき課題があると認識してございますので、現時点で実施する考えはございません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あのですね、本当に人口減少に取り組む、取り組もうという気があるのか。前から言ってる前の前任者あたりも受益者負担だ、受益者負担だっていうことを言ってるんだけどね。現実問題、まあ今回あの鳥取、島根県か、島根県ではね、12の市町村が脱却できたわけですね。それはなぜかっていうとね、不妊治療にね、すごい金かけてるわけですよ。例えば、あの浜田市だったか邑南町だったかだとね、3割負担の高額医療分を除いた分は全額補助、ね。そして保険適用プラス先進医療、その保険3割部分の負担はもちろんのこと先進医療部分も補助っていう思い切った政策を打ってるわけですよ。だから本当にね、真摯に取り組もうと思ったらね、もう金をどうのこうのって言ってたけど。西伊豆町でね、何人の補助、対象者がいるんだと、そんなに金が要るのか。ねえ、考えてくださいよ。ねえ。そういうことを考えてたらずひ現状のままではね、だってあの今の現状を見てね、じゃあ例えばあの移住者の方ね、見てね、不妊治療どうなってんだって比較しますよ、周りの。南伊豆やらほかのね、下田やら。全然これ見劣りするじゃないかということになればね、じゃああの除外しますよ、移住対象からね。うん。それで定住、あの定住、在住者の方だってね、こういうことがあれば助かる、助かるっていうか確実に出生数が増えるわけだから、そこを整備していけば。ねえ、下手に受益者負担だ、保険で既に支援されてるっていうようなね、考えは捨ててほしいと思います。答弁は要らないです。じゃあこれで私の質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 4分

再開 午後 1時 7分

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第2号、令和5年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

議案の朗読を省略して当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 報告第2号は、令和5年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） それでは、報告第2号、令和5年度西伊豆町財政健全化判断比率報告についてご説明いたします。

1枚おめくりください。健全化判断比率報告書でございます。財政健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、4つの財政指標を健全化判断化比率として定めています。地方公共団体は毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないとされています。まず1番左側にあります実質赤字比率ですが、これは普通会計。西伊豆町では、一般会計とサンセットコイン事業特別会計の2つが対象となりますが、これの実質赤字、実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。自治体の一般会計等の赤字の程度を表す指標で財政運営の悪化の度合いでしめ、財政運営の悪化の度合いを示すもので、令和5年度は赤字はございませんでした。次に連結実質赤字比率ですが、こちらは公営企業会計を含む自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字と黒字を合算して自治体全体としての赤字の程度を示す指標で、自治体の財政運営の悪化の度合いを示すものですが、こちらについても赤字は出ておりません。次の実質公債費比率ですが、簡単に言いますと一般財源のうちどのぐらい借金の返済に回しているかという比率ですが、こちらは3か年の平均値で前年度と比較しポイント増減はございません。

続きまして、資料添付の審査意見書、4ページをご覧ください。A4の横になっております。総括表③実質公債比率の状況（令和5年度決算）です。こちらが基礎データになっておりますが、こちらのほうは後ほどご確認してください。

次に将来負担比率ですが、こちらは審査意見書の5ページをお開きください。総括表④将来負担比率の状況（令和5年度決算）下段にあります計算式の将来負担額A、49億8,523万2,000円よりも充当可能財源額B、93億7,528万5,000円のほうが大きいということになりましたので将来負担比率は算定なしとなりました。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） この報告第2号については、議会運営委員会において質疑を認めることとしましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 実質赤字比率についてなんですけど。

○議長（堤 豊君） マイクを近づけてください。

○5番（芹澤 孝君） なに。立つのか。

○議長（堤 豊君） 失礼しました、立ってください。

○5番（芹澤 孝君） 実質赤字比率なんですけどこれがですね、令和2年の4.41%から年々上昇してですね、令和5年には14.2%まで上昇してるわけですね。これが何で年々こう上昇していくんだか、説明してもらえますか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） あの実質赤字比率の計算式からご説明させていただきますけれども、分子が実質収支、繰越金とかになります。主にそういったところは実質収支ですが、それを標準財政学規模、こちらのほうは地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。標準税収入等に普通交付税を加算した額で、うちの町、この人口ぐらいのこの自治体の人口でこれぐらいの税収入があればという一般的な財源規模をあらわした数字で割ったものでございます。特に、その令和5年度から4年度に比べての比較ですが、になりますと、実質収支額は、要は繰越し額というのは年々増えてきてますので、分母が、分子が増えている。なおかつ令和4年度になりましたは、今までなかったサンセット事業特別会計。こちらのほうも普通会計の中に入っておりますので、分子が多くなり標準、分母であります標準財政規模の数値は、年々減少はしておりますので、分母は小さくなったために数字のほうはだんだん大きくなっております。ですので、分母であります収支、実質収支が年々増えているけれども、増えているので数字のほうはだんだん上がってるということでマイナス表記ということは、黒字がどんどん上がっているということに

なっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） まあね今、説明聞いてるとね、分子であるふるさと納税は増えてるんだよね。ね。そうすると分母である、だから何だ、基準財政標準あれか。これっていうのは町の収入というか、あれにおいて計算されるわけだから。それはふるさと納税の収入が増えるってことは反対の減らしてるわけだよ。分母をね、結局。そういうことにならない。それでもなおかつ、あれが増えてくる。％が。そうするとふるさと納税の増え方が多い、大きいってことかね。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） あのふるさと納税は結構、この数字には影響されてると思います。で、あの実質収支っていうのは当然、基金とか、ふるさと納税も加算されて実質収支って出ますんで、ふるさと納税が多ければ多いほど実質収支は大きくなる、数字が大きくなります。で、先ほど言いましたように、標準財政規模には一切ふるさと納税は入っておりません。あくまでも先ほど言いましたように、この町の自治体の人口と税収からこれぐらいの収入があるだろうという標準的な数字で出しておりますので、うちの町の西伊豆町に関しましては要は、ふるさと納税が多いもので、数字的には結構いい数字になってるのかなと私的には思っております。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（堤 豊君） 日程第3、報告第3号、令和5年度西伊豆町資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案の朗読は省略して当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 報告第3号は、令和5年度西伊豆町資金不足比率の報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは続きまして、報告第3号、令和5年度西伊豆町資金不足比率の報告についてご説明いたします。

3枚目からがそこになります。3番目でいいがだよ。すいません。1枚おめくりください。資金不足比率報告書になります。こちらは、令和5年度の公営企業に係る資金不足の比率を報告するものでございます。当町におきましては、水道事業会計と温泉事業会計が該当になります。

各会計の剰余金があるかないかが判断の基準となっておりますが、添付資料で審査意見書の8ページをお願いします。こちらA4の横になっております。資金不足比率に関する算定様式になります。この表の右側の（8）資金不足額・剰余額（連結実質赤字比率）欄になりますが、上段の水道事業会計の剰余金が4億7,072万、772万、すいません。4億7,724万1,000円、その下の温泉事業会計は3億3,478万7,000円となっており、資金不足は生じていないとなっております。

報告3号の資金不足比率報告書に戻って戻ってください。4枚目になります。両会計とも資金不足が生じていないということになりましたので、健全な経営であるということでございます。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 以上で、報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○議長（堤 豊君） 日程第4、報告第4号、令和5年度西伊豆町教育委員会自己点検評価報告についてを議題とします。

議案の朗読は省略して当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい。報告第4号は、令和5年度西伊豆町教育委員会自己点検評価の報告についてでございます。

詳細につきましては、担当が説明申し上げます。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） それでは、報告第4号、令和5年度西伊豆町教育委員会自己点検評価の報告についてご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。まず点検評価項目につきましては、報告書の1ページも記載してございますが、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について令和5年度の教育委員会の活動、教育委員会が管理執行する事務、それから教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務に区分し、教育委員会及び事務局で自己点検評価を行いました。

自己点検評価の内容につきましては、1ページから12ページになります。また自己点検評価を行ったものをですね、評価委員会において説明し、それに対する意見を頂きました。そちらが11ページから12ページになります。内容につきましては、報告書のとおりでございます。詳細の説明につきましては、主要施策の成果説明書と重複する部分が多くということ、多いということですので省略をさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 以上で、報告第4号を終わります。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第43号、西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第43号は、西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第43号、西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる番号利用法の一部改正が令和6年12月2日から施行され、国民健康保険の被保険者証が廃止されます。これにより国民健康保険でも紙の被保険者証が廃止されるため、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の部分が削除され、国民健康保険参考例も改正されました。そのため、関連する西伊豆町国民健康条例についても同様の改正を行うものです。

2 ページをご覧ください。新旧対照表になります。左が現行、右側が改正案になります。左側の現行欄をご覧ください。第10条の下線箇所、第9項の届出及び、もしくは虚偽の届出をした場合、または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないを右側改正案の欄のとおり第5項の規定による届出及び、または虚偽の届出をしたに改めるものです。改正の内容ですが、これは先ほども申し上げましたが、国民健康保険法が改正されたため国民健康保険参考例の第29条で国民健康保険法に基づく過料を設けておりますが、そのうち被保険者証の返還に応じない者に関する部分が削除されたため、この改正に合わせて改めるものでございます。

1 ページへお戻りください。附則の第1条ですが、この条例は令和6年12月2日から施行します。次に、第2条は経過措置になります。いわゆる番号利用法の一部改正に伴う経過措置、第9条に国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置の規定が定められており、本条、本条例の施行日以後に行った行為に対する罰則規定の適用は、これまでどおりとする旨をうたっております。最後に今回の改正内容を平たく申し上げ後申し上げますと、紙の被保険者証が廃止されマイナ保険証へ移行されるため、紙の被保険者証の返還に関する箇所を削除してございます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） マイナンバーに移行するまでの間ですね、やっぱり紙の保険証切っちゃうんじゃないかって、これ医師会でしたっけが現在の紙の保険証続けるということで、何です

か、代替措置っていうんですか。そういうものがとられるというふうな情報があったと思うんですけども、もう全て紙の保険証をすっぱり切っちゃってマイナンバーカードに移行する、こういうことでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 紙の保険証ですが、令和7年3月31日までの有効期限の保険証を既にもうお送りしてございます。それで12月2日以降につきましてはですね、資格確認書というものが発行できますので、マイナ保険証がない方はそちらをご利用頂くという形になります。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑は。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） えっと資格確認書というのは、これはどれくらいの年月っていう確認書として発行するんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） それも一般の保険証と同じく、令和7年7月31日で一度切れるような形になるかと思えます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ここの改正部分でね。第5号の規定によるって出てくるんだけど、第5項の規定の中にね、この政令で定める特別な事情って書いてあるんだよね。この政令で定める特別な事情って何ですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） こちらはですね、令和6年8月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令。こちらが令和6年、令和6年8月14日に公布されております。暫時、休憩をお願いします。

○議長（堤 豊君） 暫時、休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 失礼いたしました。第5項の規定によると、第5項とはということだと思うんですが、第5項では世帯主は資格を喪失したときは速やかに市町村に届出を、届出なければならないとあります。要は、転出した場合などは速やかにその届出をして被保険者証を返さなければいけないということを謳ってございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、そうではなくてですね、何項かのところに特別な事情、政令で定める特別な事情がある場合は強制的に何かあの猶予規定みたいなのがあったと思うけど。だからその政令で定める特別な事情って何だっていうことだ。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 法第9条、第3項の厚生労働省で、厚生労働省令で定める期間のことでしょうか。そちらであれば、厚生労働省令で定める期間は1年間。これは、このことはですね、短期保険証。そういった保険証を、短期の保険証を発行している方、その定める期間ということになります。

○議長（堤 豊君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第43号、西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

失礼しました。挙手多数です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第44号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第44号は、財産の取得についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号をご覧ください。この議案は、現在、消防団に配備している消防ポンプ自動車が老朽化しており、新たに消防ポンプ自動車を更新するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、物件の表示はCD-I型消防ポンプ自動車1台。2、取得先は東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ 東京支店 支店長 山北忠司。3、取得価格は2,112万円。4、取得理由は、消防ポンプ自動車更新のためでございます。

続きまして、1枚おめくり頂き1ページをご覧ください。消防ポンプ自動車の概要でございます。1、品名はCD-I型消防ポンプ自動車1台。2、ポンプ性能はA-2級として、大型で毎分2,000リットル以上の放水が可能となっております。3、配備先は、西伊豆町消防団第4分団第1小隊で、担当地区で言いますと仁科の浜地区となります。4、納期は、令和7年3月14日を予定しております。で、5のその他としまして、現在の配備車両が老朽化しており、平成14年2月に配備後20年を経過しているため更新するものでございます。

続きまして、2ページから3ページをご覧ください。こちらは物品売買仮契約書の写しとなっております。消防用ポンプの取扱い業者、5業者から見積りを徴収しまして、8月1日付で、株式会社モリタ東京支店と2,112万円で仮契約書を締結しております。

続きまして、4ページから5ページをご覧ください。こちらは車両の参考図となります。仕様でございますが、ガソリンエンジンの2輪駆動式のオートマチックトランスミッション、

略してオートマの6人乗りでございます。総排気量は1,998cc以上、全長5.5メートル以下、幅1.9メートル以下、高さ2.5メートル以下、総重量は3.5トン未満となっております。更新前の車両との主な変更点でございますが、1点目としてエンジンがディーゼルエンジンからガソリンエンジンになっております。2点目として、車両総重量が5トンから3.5トン未満となり、現状の普通車運転免許状で運転が可能となります。3点目としまして、放水ポンプの性能が向上され放水量が毎分1,600リットルから2,000リットルになっているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今の課長の説明では旧新対象で配水量は、Aは毎分2,000リッターで、旧は1,600リッター、1,600。で、新はまあ能力的にはポンプの能力は上がったんだけど。この重量がね、旧は5トンあったのが今度は3.5トンとなったと。普通考えたら何か整備っていうか、機能、機械が能力上がればそれだけ大きくなるんじゃないか思うんだけど、5トンから3.5トンになっても能力的に上がったっていうのはどういうことですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） あの議員、ご指摘のとおり5トンから3.5トンに下がったという状況でございますが、こちらにつきましては、以前の更新前の車両は平成14年と20年前のものでございます。それからですね、各ポンプとか車両本体とかですね、そういったところの軽量化があわせて進んできた。そのような状況でですね、実際に重量数も下がっていると。それと反してですね、それぞれポンプの性能と車両の本体の材質ですね、そういったところも大分見直されて、よりいいものになったということで性能がよくなってきたという状況で同じものになっております。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第44号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第7、議案第45号、財産の取得について（給水車）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） はい。議案第45号は、財産の取得についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） それでは議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号をご覧ください。この議案は、災害時に使用する給水車を新たに購入したいもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、物件の表示は、KEK車両一体型給水タンクKEK-S-1100VLLDLL1台。2、取得先は東京都千代田区丸の内2-4-1丸の内ビルディング9階 川崎機工株式会社 代表取締役 川崎信明。3、取得価格は1,914万円。4、取得理由は、災害時使用する給水車購入のためでございます。

続きまして、1枚おめくり頂き、1ページをご覧ください。給水車の概要でございます。

1、品目は車両1台型の給水タンク車1台となっております。2、積載物・容量は飲料水、比重で1.0。で、1,000リットル程度となっております。3、配備先は、西伊豆町役場。4、納期は令和7年3月14日を予定しております。5、その他としまして、災害時にトイレトレーラーが被災地支援に行く際、トイレの給水が必要となります。被災地は長期にわたり断水になることが多く、トイレトレーラー派遣の際は、給水車も併せて支援に行くことが被災地支援に望ましいと考えます。また現状の普通車運転免許証は、総重量3.5トン未満の車両しか運転できないため役場職員の誰もが運転できるようにワンボックスタイプの給水車を購入したいものでございます。

続きまして、2ページから3ページをご覧ください。こちらは物品売買仮契約書の写しとなっております。普通免許対応のワンボックスタイプ給水車の取扱い業者は、川崎機工株式会社のみであったため、川崎機工様から見積りを徴収し8月13日付けで、1,914万円で仮契約書を締結させていただきました。

続きまして4ページをご覧ください。こちらは車両の外観写真と資料となります。車両の総重量は、3.5トン未満で普通免許対応となっております。エンジンはガソリンエンジンで4輪駆動のオートマチックトランスミッション車、略してオートマ車です。車両全長は4.7メートル、幅は1.7メートル、高さは2メートル程度となっております。乗員は2名となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 議案なんですけども、取得理由が給水車購入のためということなんですけども、購入のために取得するっていうのちょっと分かりにくいんですけども、もう少し分かりやすく説明してください。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい。まず1点目の取得理由としましては、議案書に書いてありますが災害時に使用する給水車として、給水車を購入したいということで。まず考えられるのが、町内で発生した断水等での対応ということで使用が1つ考えられます。それとその他

のところでご説明しましたが、あのトイレトレーラーの派遣の際、給水車も併せて派遣ということが有効と思われるので、そういった活用も考えていきたいと思います。あとは平時の場合もですね、役場防災課等でですね、常時利用できるような形で対応していきたいと思っておりますので、購入をして有効に活用していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） そのほか、はい、7番、山田厚司君。

失礼。1番、松田貴宏君、はい。

○1番（松田貴宏君） えっと、防災課長から今説明があつて、こういうふうを使うんだよってなのは分かったんですけども、そうすると取得理由が、給水車買うために取得するんだよっていうんだとちょっと違うような気がするんですけども。ちょっと議案と中身の違いがあるんですけども、そこら辺どういうことなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 給水車を取得する理由ということで、給水車は災害時に利用するというのでこのような記載をさせていただきました。なので先ほど、内容につきましては先ほど私が説明した内容になりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 町内の災害時にも使用するっていう話で、これ飲料水ですよ、1,000リッター。で、この飲料水をですね、供給する方法をまずどういうふうを考えているのかっていう点は、どんなものでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 飲料水の供給につきましては、この間、企業課さんのほうとも協議しました。企業課さん、管理してるタンクからの給水も1つの考えということです。あとはこの給水タンクを購入させていただいてですね、このタンクにまずは水をためて、各避難、停電、断水している、そういった地区にですね、車で出向いて各町民の方々に提供していきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） あと町内の水害、災害時のときにですね、町内各地で災害が起こったと広範囲において。そしたらその各地区にですね、仮設の水槽等の整備計画とか整備する予定、こういったものについてはどういうふうを考えておりますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。給水車を持って行ってですね、まあそこに水道のような形で取れますので、そこから直接給水することも可能です。あとは今山田議員がおっしゃったように、各地区にということになった場合には、多分黄色いような大きいタンクがあると思うんですけども、もしそれを設置していただければ車からそちらに直接入れて、一時ストックをしてもらってですね、車はまた違うところで給水をして違うところに運ぶっていうこともできますので、そういう活用もできるのかなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 2点伺いたいですけど、今言った黄色い給水タンク。それは課長がわざわざ給水タンクのようなものも購入してって先ほどおっしゃいましたよね。なのでそういう、それと同じことですよ。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。先ほどちょっとタンクって言ったのはですね、今企業課のほうでいろいろと配水、被災時の水道、水の提供ということで色々あの対応してくれているんですが、それぞれの各地区に水道の配水地等がございます。そこからの提供という意味で、すいません。すいません。そちらのところからまた水を汲んで、給水、給水車でそれをまた配るということも可能ですし、そういった形で利用が考えられるということがございます。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） もう1点伺いたかったことは今のとは違う内容なんですけど、この4ページの写真を見ますと、極めてこう普通のボックスカーなので、ワンボックスカーなので、トイレットレーラーみたいに、これもラッピングしちゃうとかってそういうアイデアはないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） そちらもちょっと検討はしているところなんですけど、まだ名前等を入れたりとかですね、どこまでそのマークを入れるかっていう予算の関係もありますので、そちらのほうは考えていきたいと思いますが、まずはネーミングの部分は考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これはどこに置くのかがまず1点。それからガソリン車で普通車とい

うことなんで、消防自動車なんかはバッテリーいつも充電してるわけですけど、この給水車も消防自動車のようにバッテリーをいつも充電するようにしておくのか、その2点お願いします。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） まず配置場所ということですが、まずいろいろと考えられるのが、トイレトレーラーが今の旧洋らんセンターに置いてありますが、そちらと併設しておくことが1つ考えております。そちらは津波浸水区域外というところで、そこは1点。あとはやはり平時もご利用していきたいということもありますので、平時利用する場合は、本庁の駐車場に置く場合もございます。あとはそうですね、まずはやっぱり緊急時使うものですので、津波浸水区域外に置くことが望ましいと思いますが、平時も利用していきたいと思いますので、それは色々、利用活用をうまくできるような場所で随時、検討していきたいと思います。2点目の充電に関係、関しましては、やはり定期的に充電をしていかなきゃならないと思いますので、それは防災課のほうで定期的にやっていきたいと思います。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがでしょうか。

5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この写真を見るとですね、この写真を見るとタンクはあの容量、車スペースに対して随分小さいように思うんだけど、これってのはもうちょっと効率良くね、タンクを大きくしたほうがいいんじゃないか思うんだけど、3.5トンということで引かかるわけ。しかし見るからに車のスペースがガラガラだよ。災害時じゃあ、なくなりました。はい、じゃあ汲みにいきますか。それじゃちょっとね、なかなか効率悪いから。もっと大きいタンクをつけるってことはできないんですかね。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 今回の車両については、職員みんなが運転できるということもありまして3.5トン未満の車両という。あとはワンボックスタイプということで考えましたんで。その中でやはり車両に入る大きさっていうのはやっぱり限られておりますので、その中で入る数量が900リットルから1,000リットルの容量となりますので、この車両を考えるとこれが目いっぱいということで進めていきたいと思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） もうこのタンクの水で、何どれぐらいになるんでしょうかね。1.3トンぐらい。自動車は1.何トンで、いったら1トン。じゃあまだ3.5トンじゃ余裕があるんじゃない

ないの。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。今の芹澤議員から質問がありましたので、若干調べましたらハイエースのそもそもの車両重量が約2トンという、約2トン車両の重量が。ですので、ここに1トンの水でもう既に3トンになってしまうということでございますので、これが限界だろうと。当然、タンクという重さは2トンのほかにあるわけで、またそれを汲み上げたり出す装置も別途ありますので、車両の2トンとタンクの水の1トンと機材を動かすものが500キロで、もうこれで3.5トンだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第45号財産の取得について（給水車）原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案審議中ですが、暫時休憩、休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時 3分

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第8、議案第46号西伊豆町指定金融機関の指定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第46号は、西伊豆町指定金融機関の指定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） はい。それでは、議題、議案第46号についてご説明をさせていただきます。

こちらのほうはですね、あの現在、三島信用金庫と指定金融機関の契約、3年契約の最終年ということで、この9月に契約が満了いたします。そのため、過日、各収納代理店も含めた金融機関に対して指定金融機関へのエントリーの意向がありますかということで調査を行ったんですが、今期も三島信用金庫以外はいずれも不調ということでありました。ということで、三島信用金庫だけが対象ということでございます。なんです、今回、議案のほうにございます。令和6年10月1日から7年の6月30日までということで9か月間に期間が短くなってるということでございますが、こちらのほうはですね、賀茂圏内の各市長も、下田市を除いて全てが三島信用金庫のほうと契約をしております。こちら銀行の決算期が6月ということで、7月で新規がスタートということがありまして、そのタイミングにほかの市町も合わせているもんで協議した結果、そこに合わせてくれないかということでありましたので、これが変則的な9か月になっているということでございます。

もう1つですね、既に第1常任委員会の皆さんにはお示したんですけども、うちのほうですね、DX化のなえどことして、各フォームの電子化というのを並行して進めております。それによりまして、今まで派出職員が作成していた資料を全てうちの職員のほうで作成をしております。で、なぜこのようなことになったかといいますと、もう既に窓口収納手数料につきましては、各金融機関のほうから請求が上がってきて、それだけお金がかかるということなんでございますが、ちょっと話が前後しますけれども、今までの3年契約ですと1年で200万プラス税ということで、実質220万円の契約料がかかっているところなんですけ

れどもほかの市町ですね。賀茂圏域内でもそうなんですけれども。これみんな、年間300万円に税、つまり330万円かかりますよということでありました。ということで、それに窓口収納手数料。今、派出が受けたものについては全てその手数料がかかるという現状でございます。改めてですね、これを分析した結果、会計年度任用職員に変えて派出を撤廃するという方向でどうだろうということで検討を進めましたが、実際にその試算をしましたところ、人件費の、人件費のほうで約270万円。それに派出の手数料ですね、はい。ごめんなさい、派出無しでは、派出なしとした場合の三信との手数料が55万円に税ということで60万5,000円。これに窓口収納手数料は、逆に減額要素ということになりますので、大体333万ほどの年間費用になると。一方で今度新しい契約で派出職員を定めた場合に、330万円に先ほどの14万3,000円がプラスされて、こちらは344万円ということになりますので、この時点でですね、約31万1,000円ほどの差が出ということで、新しく切替えたほうが削減効果があるということでございます。またさらに、それをすることによって内部パフォーマンスも上がってくるという副次的な効果もあるということで、現在、三信のほうとは派出を撤廃するという形で、内容的にはここには明記してしてないんでございますが、この10月からは派出を撤廃するという形で三島信用金庫のほうと契約をさせていただきたいということでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 現在、三信以外ね、応じがないってことですけども。例えば、この派出をなくすことによって、三信以外の可能性ってというのは考えられるんですか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計課長（森 健君） はい。それもですね、ちょっと言葉足らなくて申し訳ません。再度、聞き取り調査をしました。残念ながらありませんでした。はい。はい。

○議長（堤 豊君） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。ほかにございません。

議案、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第46号西伊豆町指定金融機関の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数、いや全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第9、議案第47号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第47号は、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは、議案第47号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ3億890万9,000円を追加しそれぞれの金額を85億4,061万4,000円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金ともに、2,313万4,000円。10款地方交付税、1項地方交付税ともに、7,988万1,000円。14款国庫支出金、2項国庫補助金ともに、97万2,000円。15款県支出金、173万4,000円。2項県補助金、75万4,000円。3項県委託金、98万円。18款繰入金、1項繰入金ともに、1億4,786万3,000円の減。19款繰越金、1項繰越金ともに、3億3,412万6,000円。20款諸収入、5項、5項雑入ともに、2,432万5,000円。21款町債、1項町債ともに、740万円の減、歳入合計に3億890万9,000円を追加し、それぞれの金額を85億、85億4,061万4,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読します。2款総務費、4,181万5,000円。1項総務管理費、3,966万5,000円。2項徴税費、134万円。3項戸籍住民基本台帳費、81万円。3款民生費、1項社会福祉費ともに、72万7,000円。4款衛生費、3,005万4,000円。1項保健衛生費、2,673万円。2項環境衛生費、0円。3項清掃費、332万4,000円。5款農林水産業費、383万円。1項農業費、205万円の減。2項林業費、248万円。3項水産業費、340万円。6款商工費、1項商工費ともに218万円の減。7款土木費、287万4,000円。1項土木管理費、68万円。2項道路橋梁費、5万円。6項建築物地震対策推進事業費、214万4,000円。8款消防費、1項消防費ともに、52万7,000円。9款教育費、135万7,000円。1款教育総務費、158万7,000円。4項認定こども園費、73万円の減。国保社会教育費、132万円。

4ページをお願いします。9款6項保健体育費、82万円の減。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費ともに、500万円。11項公債費、1項公債費ともに、16万円。12、12款諸支出金、1項基金費ともに、2億2,474万5,000円。歳出合計に3億890万9,000円を追加し、それぞれの金額を805億4,061万4,000円としたいものです。

5ページをお願いします。第2表 繰越明許費（第6号）です。ここに明記してあります浜川河川災害復旧工事、8,800万円を繰越明許、繰越明許としたいものです。この件につきましては、後ほど担当課長が説明しますのでここでは省略させていただきます。

6ページをお願いします。第3表 地方、地方債補正（第6号）です。限度額の補正額のあるところだけ説明させていただきます。臨時財政対策費債ですが、令和5年度普通交付税算定額の確定により臨時財政対策債の発行可能額が確定されたため減額するものです。限度額を740万減額し、760万円としたいものでございます。

7ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書 1総括、歳入です。こちらに

つきましては、先ほど説明しました第1表 歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりとなっております。

8ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。9款1項1目地方特例交付金、2,313万4,000円。令和5年度は、住宅借入金等特別税控除減収補填等の特例交付金のみでしたが、令和6年度はこれに定額減税減収補填特例交付金分が追加されました。予算編成時には、制度の詳細について未確定の部分が多く、これを見込めなかったため、今回増額の補正をさせていただきます。10款1項1目地方交付税、7,988万1,000円。交付税額は国の対策等もあり収入を見込むのが難しいため例年どおり低めの予算計上しておりましたもので、令和5年度普通交付税の算定の決定に伴いまして増額するものとなりました。14款2項5目土木費国庫補助金、97万2,000円。わが家の耐震診断及び住宅耐震補助事業に係る2分の1、国庫補助になります。15款2項6目土木費県補助金、75万4,000円。こちらも我が家の耐震診断及び住宅耐震補助事業に係る8分の3、県の補助となります。15款3款3項3目農林水産業費県委託金、98万円。野生イノシシ捕獲促進業務に係る県の委託金となります。18款1項1目財政調整基金繰入金、1億5,780万9,000円の減。前年度、繰越金を全額計上したことにより、財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

9ページをお願いします。18款1項5目ふるさと応援基金繰入金、924万6,000円。今回の補正に係る当初予算で、ふるさと納税が充当されている事業に充当したいものです。18款1項6目診療助医療整備基金繰入金、70万円。安良里診療所の休憩室空調更新に充てるものでございます。19款1項1目繰越金、3億3,412万6,000円。前年度繰越金が確定したことによる増額補正です。20款5項1目過年度収入、560万9,000円。令和5年度の下田地区消防組合負担金の返還額が確定したことによる補正です。20款5項2目雑入、1,871万6,000円。新薬未承認薬等研究開発支援センター助成金で予防接種事業に充てるものでございます。21款1項5目臨時財政対策債、740万円の減。第3表でご説明しました令和6年度の普通交付税算定額の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が確定されたための補正になります。

10ページをお願いします。3、歳出です。9月補正では、全般的に人事異動に伴います職員手当等になります。詳細につきましては省略させていただき、その他主なものについて説明させていただきます。2款1項1目一般管理費1節の報酬、86万4,000円ですが、これは先ほど議案第46号で担当課長がご説明しました指定金融機関から派出を廃止し、町の任用職員

による運用に切り替えるための任用職員の報酬等を補正するものでございます。2款1項11目情報管理費11節役務費で114万9,000円。12節委託料で1,706万1,000円。こちらにつきましては、7月の臨時議会で補正させていただいた自治体DXに関連する補正でございます。令和6年度中に、ガバメントクラウドに接続できる環境を整えるため、10月からガバメントクラウドに接続する専用回線使用料で114万9,000円。ネットワーク機器の設定変更システム環境構築に必要な経費として、1,706万1,000円を補正したいものでございます。

11ページをお願いします。2款1項13目まちづくり推進費14節工事請負費、700万円。過日全協で担当課長がご説明しましたバス停及び分別倉庫設置等に係る工事費となります。2款1項15目付帯施設管理費10節の需用費の147万3,000円ですが、こちらはトイレや照明器具など経年劣化による交換修繕、また大雨の、6月の大雨による町有地の土砂撤去などにより支出が重なり、今後の支出も見込まれるための増額補正するものでございます。2款1項16目まち・ひと・しごと創生事業18節負担金補助及び交付金の240万円は、空き家情報バンクに登録された住居の改修等の補助金で、問合せも多く今後の支出も見込めるための増額補正です。

12ページをお願いします。2款2項2目賦課徴収費22節償還金、利子及び割引料、50万円。課税標準額が変更され法人税が大幅に減少し、還付金が発生したことによる補正です。

13ページをお願いします。4款1項2目予防費委託料、2,666万2,000円。新型コロナワクチンの予防接種については、令和6年度から個人に費用負担が生じることになっていましたが、予算編成時には未確定だったワクチン接種委託料が確定したことによる増額補正です。4款3項1目廃棄物処理費18節負担金補助及び交付金、184万4,000円。南伊豆地域清掃組合の施設整備費の増額による市町の負担金の補正となっております。断面図の作成や事業用地の確定のために、新たに発注する測量委託の委託費800万円及び予備、100万円。計900万円が必要となり、必要となりまして、西伊豆町の負担金が184万4,000円となり増額するものでございます。

14ページをお願いします。5款1項1目林業総務費10節需用費、120万円。大雨等による林道修繕費が既に7割を超えており、今後の台風シーズンにも備えた増額をお願いするものでございます。5款2項2目林業振興費7節補償費、98万円。豚ウイルス感染拡大防止のため県が野生イノシシの捕獲を推進しており、年度途中でも捕獲業務の受託が可能であることから補正するものでございます。5款3項1目水産業振興費18節負担金補助及び交付金、210万円。伊豆漁協安良里支所のダイビングエアタンク重点用のコンプレッサーが故障し、県の水産業共同施設整備事業3分の1補助を活用し更新するため、町も同額の補助をするための補

正となっております。5款3項2目漁港管理費10節需用費、60万円は、林業費同様、大雨等による修繕費の執行が多く今後の台風シーズンに備えた増額をお願いするものでございます。

15ページをお願いします。6款1項4目観光施設費17節備品購入費、100万円。クリスタルパーク工房でサンドブラスト加工時に使用しているコンプレッサー2台のうちの1台が故障し使用不可となり、もう1台も修繕しながら使用している状況なので1台を購入するための増額補正となっております。7款6項1目建築物地震対策推進事業費の12節委託料、94万4,000円は、耐震診断事業の無料診断が今年で終了するため利用促進を図っており、利用者の増加が見込まれるための補正となっております。同じく18節負担金補助及び交付金の120万円は、同じ耐震補強助成事業が、同じじゃないな。耐震補強助成事業が来年度で終了するため、12節同様、利用者の増加が見込まれるということで増額補正するものでございます。

16ページをお願いします。8款1項1目常備消防費18節負担金補助及び交付金の57万3,000円の減。下田地区消防組合で購入予定だった水槽付消防ポンプ自動車の納品が令和7年度になり負担金が減額になるための減額補正です。8款1項4目防災対策費21節補償、補償補填及び賠償金、110万円は、過日全員協議会で担当課より説明のありました、仁科、沢田地区津波避難タワー建設工事による損害補償金になります。4棟の所有者に修繕費用額を補助するものでございます。9款1項2目事務局費18節負担金補助及び交付金、158万7,000円。賀茂地域校務支援事務共同化協議会では、システムの入替えを予定し、予算編成時では協議会から示された見込み金額で計上してましたが、実際には成功業者が確定し、負担額も確定したために不足となる分を補正するものでございます。

17ページをお願いします。9款4項4目伊豆海認定こども園給食費10節需用費の60万円。伊豆海認定こども園給食室の給湯器が故障したための取り替え修繕するための補正です。9款6項1目保健体育総務費18節負担金及び交付金、40万円は、過日全協、全員協議会でご説明しました各種スポーツ競技会に使用する選手に対し奨励金を交付するための補正となっております。10款2項2目河川災害復旧期、復旧費14節工事請負費、50、500万円。5款の林道修繕費同様に今後の台風シーズンに備え増額をお願いするものです。

18ページをお願いします。12款1項1目基金積立金24節積立金、2億2,474万5,000円ですが、上段の財政調整基金1億9,974万5,000円の内訳は、地方財政法第7条の規定により前年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てるものとして、1億6,710万円。今回の補正で、前年度繰越金や普通交付税が確定となり、増額補正する影響でその剰余分を積み立てるものとして、3,264万5,000円の計101億9,974万5,000円。下段の減債基金、205、2,500万円は、将来公

債費負担軽減のため地方債の繰上償還を行いたい事態が生じた場合に備え積立てたいものがございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。繰越し明許費のほうの説明をさせていただきます。ちょっと口ではうまく説明をできそうもありませんでしたので、内部資料のほうを皆さんにお配りしました。そちらをご覧になっていただければと思います。

今回、あの安良里で発生しました災害復旧工事のですね、当初計画では2次災害防止をするためにですね、速やかに工事を発注したいという事と、工事費が高額になるために工期を算出すると9.7か月程度必要になると。したがって、2か年にまたがる工事となるということです。それから地方単独分の予算については、災害復旧事業債のほうを借りたいと。この起債については現年災と過年災という2種類がありまして、現年災ですと地方単独分の充当率100%ということなんですが、過年債になりますとそれが90、95から90%に下がってしまうと。なので、令和6年度予算で借りるということでやったほうが町の負担が少なくなるものですから繰越し明許費で予算措置しようということを進めております。かつてはですね、西伊豆町もほかの地方自治体もそうなんですけど、繰越し明許費の議決というのは3月議会です、やっていました、年度末で。ところが、この平成30年度に速やかな繰越し手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保についてという文書が総務省と国交省の連名で出されております。この具体的な内容というのはですね、そういった年度末にやってしまうと、当初、当初の契約のときにですね、適切な工期を設定できないと。働き方改革関連法の成立を踏まえてですね、長時間労働の是正や週休2日の推進など建設業の適正な労働環境の確保に資するよう、当初の適正な工期を設定して請負契約を締結することというふうな通知文書が来ているということで、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越し明許費の議決を図った上で、翌年度にわたる工期を設定して発注手続を実施するというようなことで進めておりました。これについては、また議会の議決が必要ですので10月中旬ぐらいに臨時議会をお願いしたいということで、議会事務局のほうにはスケジュール調整をお願いしているところです。一方でですね、国庫補助事業で今回の災害復旧事業については翌債という手続が必要になります。これは真ん中あたりに翌債というところ書いてありますけど、東海財務局に対して契約期間についての制度で、一定期限のもとに翌年度にわたって支出すべき債務を負担する権能を付与するためにこの翌債の承認というのを切るという手続が必要な

ってきます。こちらが当初の計画のときにはですね、災害査定後にすぐに内示が出て翌債の申請ができるというお話だったんですけど、細かいことを詰めていった中でですね、最終的に国からの内示が例年11月末頃だから今年もそうなりそうだと。したがって、承認がおりののが12月中下旬になってしまうというようなことで回答がありました。これですと当初契約で年度またぎの工期決定をすることは実質不可能で、まあ制度的にですね、不合理で矛盾があるなというところは感じまして食い下がったんですけど、これは決定が覆ることはなかったということです。したがって、今回補正についてはですね、繰越し明許9月補正で上程をいたしましたけども、当初契約については年度末の工期で一旦は設定をさせていただきまして、1月以降にですね、工期変更を行うというような手続をさせていただきたいというものです。備考としまして、2次災害を防止するために現在、大型土嚢を積む応急仮工事というものを施工しております。ところが先週木曜日の夜ぐらいですかね。安良里で結構夜大雨が降ったみたいで、台風10号の出水で大型土嚢の一部、流されたというふうな事案が生じております。その分については、町単費で復旧をするということでさせていただきたいと思えます。なお災害査定についてなんですけど、応急の復旧工事の本工事については満額の査定を受けることができました。ご協力ありがとうございました。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑をしてください。

質疑ありませんか、いかがですか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 本編のほうは、予算案のほうはまた後でやりますけど。えっと今、建設課長が説明してくれたのがちょっとよく分からないので、まずはこれからと思いますが。今、今日ですね、補正6号で繰越し明許を9月補正で上程しましたが、あの太字ね。工期は年度末で設定することとさせていただきますってことは、工期は年度末、令和7年3月31日ということよろしいんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 年度末最終日までですと、ちょっと手続上難しいところがございますので3月20日ぐらいになるかなというふうに思います。はい。実質、10月の中旬ぐらいに発注したとして、まあ計算すると8月いっぱいぐらいまでかかる工期なんですよね。それを3月いっぱいまで一旦、契約をさせていただいて、途中で工期変更するという流れでやら

せていただきたいものです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると今日、本日繰越明許をしたわけですが、何年、令和7年の3月ぐらいにあれなくなって、そこではもう工事が終わってるわけですか。そこ、それからまた繰越明許になるっていうそういうことですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） そこでは工事は終わっておりません。終わっていないために工期延長という形で翌年度までの工期を設定させていただくということになります。

○議長（堤 豊君） そのほか、質疑はありますか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 11ページの総務費17目の旧賀茂幼稚園管理費で電話料等が入ってるんですけども。今、旧賀茂幼稚園ってどのように使われてて、ここで増えてきた理由を教えてください。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 旧賀茂幼稚園につきましては、昨年度までは民間の事業者さんが管理をしていたということで、今年度はまちづくり戦略課のほうで今、管理を行っております。そこではですね、地域おこし協力隊が毎月定例会を行ったりとかですね。引き続き協力隊の拠点の、活動拠点として使用しているものでございます。今回の補正につきましては、民間の方が1回引き下がったときにですね、電話の施設っていうかインターネット接続するのをですね、そちらのほうに持っていったということで、現在は使用できないような環境になっているんですけども、その地域おこし協力隊が活動する中においてですね、やはりそれが欲しいというお話が出ましたので、今回、接続するの予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがですか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 13ページの4款衛生費の3清掃費。これの南伊豆地域清掃施設組合の負担金ですけどね。今日、組合議員から定例会の報告があつて、市町の負担金が900万円増えたんだと。そのうちの西伊豆町分っていうのは承知したんです。で、先ほどちょっと説明がありましたけどもね。測量委託800万、予備費が100万。この測量委託っていうのは今頃その断面図だとか、測量、測量図とか何かさっき説明あったと思うんですけど、どういう理由で

こういうものが今どき必要になったのか、その説明をお願いします。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。こちらにつきましては、今年度、今、南伊豆地域広域ごみ処理施設整備事業者選定アドバイザー業務委託というのを行ってございまして、そちらのほうの請負業者のほうから、まあ今回もう用地のほうの確定と現場の断面図の測量委託を行ったほうが良いという話があったということで、当初には載せていなかったのですが補正で上げさせていただいたということを伺っております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、そういったことは事前に分かってることじゃないかなと思うんですけども。今回出てきた本当の理由はなんですか。そうしたほうが良いというふうに業者が言ってるんですけど、なぜそうしたほうが良いんですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） 今回、この業者選定のほうの関係で参考見積りをとっているという形で、そちらについて断面図関係もちゃんとあったほうが正確な見積りがとれるよという話をされたというふうに伺っておりますが、その他ちょっと細かい話になりますとちょっと申し訳ございません。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 細かい話が分からんのにこういう負担金をね、払うってことがちょっとよくわかんないんですけども。細かいところまで分かって初めて承知して出すもんじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） すいません。これは組合の関係経費になってくるので、組合議会が通っている場合は私たちはそこに負担金を出さざるを得ません。なので、組合議会の中で多分質問はされて承知をした上で、多分、組合の予算が通過をしているんだというふうに思うので、そこは各組合で同じ方式はとられているというふうに思いますけれども、基本的には、組合議会の承認を得た上で足りないものをうちが出さなければいけないので、うちの町は納得しようがしまいが組合議会が通っているものは出さなければいけないんだろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありますか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっと14ページですね。漁港の管理費というふうなことでですね。補助金ということで、水産業共同施設整備事業費補助金ということで支出があります。説明ではですね、伊豆漁協の施設に関連して、県の補助金に関連してこれを支出する、補助金を支出するという話、説明だったんですけども。県のほうではですね、この事業費補助金に関して要綱等があったりするんですけども、町のほうには水産業共同施設整備事業費補助金の支出の要綱みたいなやつは、これ単独の要綱っていうのはないわけなんですけど、その辺の支出した経緯とかはどういったことで出しましたか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 実はこの事業はですね、以前、可能な当時ですけど平成9年のときにも同じような仕組みで補助しておりました。ただその当時ですね、どのような形で補助したかちょっと私も前のものなのでね、ちょっとその要綱が見当たらないということもありまして、今回、県の要綱とあわせて同じ内容で補助をするので、うちのほうもこれに合わせて要綱の方の制定をしました。で、もう委員会のほうも通っておりますので、これと今回の補助とあわせて要綱のほうを整備したということになっております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 要綱をもう既に整備してあるっていう話ですか。それちょっと待って、それ私も要綱があるもんだと思って色々と、例規集とか色々引っ張ってみたんですけども載ってないんですけどもね。それでも整備したっていうふうな話ですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。えっと要綱がないので、この補正と同時に例規審査委員会にも挙げて審査を通っている状態です。ですので告示がこの後になるかと思えますけれども、要綱自体は作成が終わっております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 補助金の支出の考え方からいったらですね、やっぱり支出の根拠、交付のね、根拠となるそういう規則があったり要綱があったりっていうものをですね、しっかりと出した上でですね、提示した上でですね、これに基づいて補助金を出しておりますよというふうなことをですね、示すのがそういった考え方がですね、基本になってくると思うんですけど、その辺のところはどう、町長いかがなもんですか。それは示さないと私ら多分議員さん、誰も知らないとは思うんですけども、どうなる、いかがなもんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 昔は漁協さんの整備でそういったものは使っていたんだらうというふうに思います。逆に今回、県のほうの予算を頂くに当たっては、町のほうでそういったものをやらないと県のお金もいただけないということになりますので、結局うちが通過をさせないと漁協さんのそういった施設整備は幾ら県がお金を出すと言ってくれたところですね、整備ができないのでつくらなければいけないということで、急遽対応させていただいたものというふうに承知をしております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それは分かったんですけど、それで通すのであれば事前にもう少し議会のほうにもですね、説明があってしかるべきだと思うんですけども、その辺の考え方です。なぜそういうふうにしなかったのかって、それに合わせてもうできてるっていうのであれば説明して欲しかったなということだけですけども。今後はそういうことがないようにしていただきたいんですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。補助金もですね、一応、西伊豆町の補助金要綱というのがありますので、それでもできなくはないと。ただやはりより分かりやすく、今回については県の補助金の関係で要綱もありましたので、より明確になるほうがいいだろうということで、私たちのほうもそのほうが今後も発生しうる補助金ですので制定しようということになりました。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありますか。2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。10ページになります。10ページのですね、総務費の一般管理費の報酬のところ。先ほど会計年度任用職員が86万4,000円ということで、これは9月、10月からでしたか。半年間の職員のものだと思うんですけども、それに対してですね、3、三島信用金庫にですね、今まで手数料払ってるかと思ってるんですけども、その部分の減額ってのはないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者、管理者。

○会計課長（森 健君） はい。一応議決を経た後で、あの当初ですね、330万円を10月からということで、その半分の165万円ですか、の部分での予算措置というのは、前期のほうがごめんなさい。220万だと110万円ですね、それを足したものということで予算化をしてあるんですけども、議決を経た後で減額補正を、そちらをかけたということ。で、こっちは、実際に会計年度職員かかってきますので、その実を入れるということで、この場で相殺とい

うことじゃなくて、最終的にはそこで減額補正をするということで帳尻合う形になるんですけども。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません。あの確認ですけども、年度当初は丸々1年の予算が入ってるわけですよね。で、これから今入ってないっていうことは、これからいろんな調整があってその中で精算をした中で、今後、いつになるかわかんないですけども、また減額の補正をかけたいっていう考え方っていうことでよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計課長（森 健君） そのとおりです。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は2点伺いたいです。11ページの16目のまち・ひと・しごと創生事業のところの空き家のところですけど、改修費。比較的大きな金額で240万ですけど、さっきのご説明で今後の需要も多そうなのでとおっしゃいましたけど、この具体的に240万って出てきているというのは少し心当たりがあるということでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。この空き家入居支援事業の補助金につきまして、今年度当初から大変、申請が多くですね、当初予算に計上した360万円が既に執行される予定であります。で、現在さらに追加というか3件がですね、お問合せを頂いております、住宅改修費、それから家財処分それぞれですね、合わせて合計で4件分になりますけれども、合計にしますと約240万円を増額しないと足りないということになりますので、今回、240万円を追加させていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） もう1点は15ページです。やはり内容として同じような聞き方ですが、1番下のところのわが家の専門家診断事業委託のところと、その下の木造住宅耐震補強助成事業のところでございます。ご承知のように診断のほうは今年度でおしまいということで割と多くの方が来ていて、でもなかなかその耐震補強工事まではなかなか皆さんおやりにならないっていうようなことを私はそのように把握しておりましたけれど。この94万4,000円と120万円はやはり見込んでということでございますか。もうこのくらいは来ている

というような状況でしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。診断事業は今年度が総仕上げということで仲田議員から発破かけられておりますんで、うちは一生懸命、今年やろうということで取り組んでおります。過去に、令和4年にもですね、未診断者にダイレクトメールを送付するというのをやったんですけど。今年度も最後なんでやろうということで、1,300件。ダイレクトメールを送っております。それから診断はしてるんだけど改修はしていないという方に対して、200件分ダイレクトメールを送っていると。さらに毎月その自宅訪問をしてですね、もう直接訴えかけに行こうということで、これまで宇久須・安良里地区ですけども90件訪問をしております。そんなこともありまして、診断はすごく多くなりそうだといいところなんですけども、確実にできる件数をちょこちょこ補正しなさいと。国の、県のですね、指導がありまして。とりあえずは今回この補正になったんですけども、実際、毎月そのはがきが返ってくるたびに追加追加でありまして、また、次の補正のときに増額をさせてもらうというような予定しております。なのでこれはできそうな件数を実数として載っております。それから耐震補強のほうなんですけど、今は4件相談は来てるんですけども、やはり自分の持ち出しがあるということでなかなか明確なお答えを頂いていないという方がほとんどでして、ちょっとまだどうなるかわかんないところなんですけども、これも一応実数としてという形で上げさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 議案審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時 5分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて、再開します。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑いかがでしょうか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほどのちょっと続きで申し訳ないのですが、15ページの木造住宅耐震補強助成事業のところですが、なかなかね、自己負担が多いので工事まで踏み切る方が少ないというお話でございましたが。以前、私、一般質問で伺ったと思うのですが、簡易なシ

シェルターをお部屋の中に入れて、その部屋に居れば、とりあえずその倒壊は免れることができるよって、潰されないよっていうのを提案したことあるんですけど。これはこの中で使えないんですか、シェルター買うということとはできないですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） TOUKAI-0の事業は、建物全体を耐震化するという事業になります。ですので部屋の一部とかですね、あるいは耐震ベッドを入れてそこだけっていうようなものは考え方として耐震化したよってということにはならないわけですよ。ですがTOUKAI-0のパフレットを、静岡県でつくっていただいたものがあって、そこに今の耐震シェルターと耐震ベッドですね。防災ベッドのこともちょっと載ってるんですよ。なので訪問した中で、私はもう高齢だから耐震改修はやりたくないっていう方に対してはですね、そういう制度もあるのでぜひご検討頂きたいというお話はさせていただいております。まあ話をさせていただいておりますが、西伊豆町はまだそれは補助金が制度化されておられませんので、もしそういうニーズがあればですね、先んじてそういうものを考えていくという必要が出てくるのではないかと思います。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは歳入のほうの6ページですね。臨時財政対策債が普通交付税の算定が確定したもので740万減額補正なってるわけですけど、残りの760万がこれはあれですか。臨時財政対策債の最高限度額と見ていいんでしょうか。それが1点。それから歳入のほうのですね、9ページですね。20款諸収入の雑入、雑入でですね、新薬未承認薬等研究開発支援センター助成金で、1,871万6,000円。これ予防接種に使うと総務課長先ほどの説明したんですけども、これどんな予防接種に使うのか。まずこの2点お願いします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） まず臨時財政対策債のほうですが、議員お見込みのとおりこちらのほうが限度額になるということになります。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 20款、20款の新薬未承認薬等研究開発支援センターの助成金、こちらは何に使いますかということなんですが、新型コロナワクチンの国の負担分ということとでよろしくお願いたします。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがですか。

はい、9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 新型コロナワクチンってもう国のほうの援助はなくなったと聞いてるんですけど、まだこれコロナワクチンを打とうとすると援助があるんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 当初はですね、助成単価が7,000円でいけるということだったんですが、ワクチンの単価が最終的には見込みですが1万5,300円という形で上がってきているので、その分を国が持つということで、その今回、新薬未承認薬等研究開発センター、開発支援センターを通しまして、国の助成金が入ってくるということでよろしく願いいたします。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると町民の方は幾らだ出せば、国から7,000円来て町民の方は幾ら出せば、この新型コロナワクチンは打てるわけですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 町民の方はですね、3,500円自己負担を頂ければ予防接種が打てます。町の負担は残りの3,500円ということになります。

○議長（堤 豊君） はい、どうぞ。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） えっとですね、14じゃなくて15ページをお願いします。土木費ですね、道路費18節でここに補助金、伊豆縦貫道西伊豆アクセス道路建設促進期成同盟会の補助金なんていうのが載ってるんですけど、こういうものは1番最初の予算のときに載るんじゃないんでしょうか、こんな補正6号なんかに載るんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） こちらの補助金については、当初予算で5万円載せてあります。この団体については、西伊豆町と松崎町の商工会、それから観光協会に加盟している事業所で構成する同盟会になりますけども、皆さんに12月にですね、県、静岡県庁の県知事のところにですね、バスを借り上げて要望活動していただくということをしていただいております。バスの借り上げについて単価が上がったために、不足する、予算が不足するというところで増額してほしいという要望がございまして、今回追加で5万円計上させていただいたものになります。

○議長（堤 豊君） そのほかございませんでしょうか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 10ページ、情報管理費の12節委託料、ガバメントクラウド接続環境構築業務なんですけども、こちらの事業については町で把握してる限りはスケジュール順調に
いってますでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。順調にというか、今回の補正予算に逆に載せないと間に合わないってことがありましたので、載せさせていただきたいと思います。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 14ページの農林水産業費の現行、林業振興費のところの報償費ですね。
この野生イノシシ報告促進報奨金ですか。これが補正で増額になったんですか。もう今までの金を、お金が足りないってことなんだって言うけど、これ現状じゃどれぐらい捕獲されて
るんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） まずですね、これ足りないではなくて新しいものです。この
あの野生イノシシのですね、関係は、これは県の補助金が実は西伊豆町としては今年度初めて
なんですけれども、豚熱ウイルスの感染症の蔓延を抑制するということでイノシシを捕獲
した狩猟者に対して補助しますと、報奨金を出しますという趣旨のものです。ですのでこれ
はですね、予算が足りなくなっただけではなくて、今回、新たにですね、追加させていただくも
のになります。で、ちなみにですね、イノシシ、これイノシシの関係なんですけれども、今
年度で言いますと、4月から6月、3か月ですけれども20頭の捕獲を報告を頂いております。
今回、この補正の対象というのが140頭掛ける7,000円で98万円になっておりまして、今のと
ころこの3か月しか数字上がってませんけれども。これ以上増えるということも予想されて
いる中で140頭というふうに計上させていただいております。ただこの豚熱ウイルスの感染症
が蔓延しているということもありまして捕獲のほうはですね、ここ数年落ちてきております。
つまりイノシシの数が減ってきているということが予想されます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、俺よくわかんないですけど、この豚ウイルスがどうのこうのっ
てことはどういうこと。よく分からないんですけどさ。イノシシとどういう関係があるの。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ここ数年、そのなんですかね、畜豚業っていいですかね、豚舎にそういうウイルスが感染すると、牛が、豚が全滅してしまうと。それをイノシシが媒介してね、そういうウイルスが蔓延するとまずいよということで、定期的にここ数年モニタリングしてるんですよね。死亡した、捕獲したイノシシについても血液のサンプルを検査センターとかに送ってウイルスに感染していないとかっていうのを定期的にチェックをしています。その情報については町のホームページに情報を公開し、されているという状況です。なので、この伊豆地域にもそういうウイルスに感染したイノシシがいるということで、特に注意が必要ということで対策をしていると。これは西伊豆町だけじゃなくて静岡県としてですね、対策を行っているという状況です。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第47号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第10、議案第48号、令和6年度西伊豆町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第48号は、令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第48号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,560万円としたいものです。

2 ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。7款繰入金、140万円。1項他会計繰入金、40万円。2項基金繰入金、100万円。歳入合計に140万円を追加し、12億2,560万円としたいものです。続きまして、歳出です。1款総務費、1項総務費管理費ともに、40万円。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ともに100万円。歳出合計に140万円を追加し、12億2,560万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書 1 総括歳入です。2 ページの第1表 歳入歳出。予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら2 ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。歳入です。7款1項1目一般会計繰入金、40万円。こちらは、資格確認書購入に伴う事務費を一般会計から繰り入れるものです。7款2項1目国民健康保険事業基金、100万円。こちらは、保険給付費等交付金返還金の財源とするため事業基金から繰り入れるものです。次に歳出です。1款1項1目一般管理費、40万円。こちらは12月2日以降、紙の被保険者証が発行できなくなりマイナ被保険証を持っていない方へ資格確認書を発行する必要があるため、資格確認書、こちら紙の台紙になりますが、こちらを購入するための費用を増額するものでございます。8款1項3目償還金、100万円。こちらは、令和5年度の保険給付費等返還金及び普通交付金の第三者行為に係る精算金が決定したこと及び特別交付金の返還も予定しておりますので不足分を増額するものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 4ページをお願いします。印刷製本費でですね、40万ということなんです。資格確認書、これ何枚ぐらい発行する予定なんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 多くとも200枚程度あれば十分かなと思っておりますが、ロットをそんなにこう枚数をですね、減らしたところでそんなに購入価格が変わらないということで、今回は500枚分を購入する予定で予算計上させていただいております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） その500枚、購入先というのはもう決まっておるんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 購入はですね、システムのベンダーさんがもうTKCさんになっておりますので、そちらから購入させていただく予定になっております。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第48号、令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第11、議案第49号、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第49号は、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第49号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,040万円としたいものです。

2 ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。7 款繰入金、270万円。1 項一般会計繰入金、33万7,000円。2 項基金繰入金、236万3,000円。歳入合計に270万円を追加し、13億2,040万円としたいものです。続きまして歳出です。1 款総務費、1 項総務管理費ともに、33万7,000円。8 款諸支出金1 項償還金及び還付加算金ともに、236万3,000円。歳出合計に270万円を追加し、13億2,040万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書 1 総括、歳入です。2 ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら2 ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4ページをお願いいたします。歳入です。7款1項5目その他一般会計繰入金、33万7,000円。こちらは令和6年4月1日付の人事異動に伴う職員手当分を一般会計から繰り入れるものです。7款2項1目基金繰入金、236万3,000円。こちらは令和5年度の介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の確定に伴う交付金超過分を、社会保険診療報酬支払い基金へ返還するための財源に充てるため、一般会計から繰り入れるものです。次に、歳出です。1款1項1目一般管理費、33万7,000円。こちらは令和6年4月1日付の、人事異動に伴う職員手当を増額するものです。こちらは、8款1項4目償還金、236万3,000円。こちらは令和5年度の介護給付交付金及び地域支援事業交付金の確定に伴う交付金超過分を社会保険診療報酬支払い基金へ返還するものです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第49号、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第12、議案第50号、令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略として、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第50号、令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） 議案第50号についてご説明いたします。今回の補正は、水道管布設替工事に伴う補正となります。

2ページをお願いします。令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算実施計画書です。収益的収入及び支出の収入の欄、1款2項4目、調布税、消費税還付金59万1,000円を増額し、資本的収入及び支出の支出の欄、1款1項1目改良費、649万9,000円を増額補正するものです。

3ページをお願いします。令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算明細書です。収益的収入及び支出の収入 1節消費税還付金59万1,000円は、今回の水道管布設替えに伴い還付されるものです。資本的収入及び支出の、支出、2節工事請負費、649万9,000円は、今回計画しております町道黄金崎芝線配水管布設替工事のためのものです。こちらの工事は今年度、建設課が行う町道黄金崎柴線改良工事の施工範囲に既設水道管が埋設されていることが判明し、工事の支障となるため移設工事を実施したいものです。既設管は、現在の既設側溝の下で埋設も浅く、新たな側溝を設置することは現状のままでは不可能なため、設置場所を変えて新たな管を設置する計画です。工事箇所は根合駐車場先付近から展望広場手前の132メートルで、当該管路は平成5年に設置され、31年が経過しています。

4ページをお願いします。令和6年度当初予算の貸借対照表に、今回の予算案を反映させ、令和7年3月末の予定数値を示したものでございます。

5 ページをお願いします。2、流動資産（1）現金預金、5,494万9,426円をご確認頂き、8 ページのキャッシュフロー計算書をお願いします。令和7年3月末の予定数値を示しています。下段の資金期末残高、5,494万9,426円が5 ページ 2、流動資産（1）現金預金と同額であることをご確認頂き、雑駁ですが議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 6 ページなんですけどね。繰延収益、5 のところで（2）の収益化額累計額これがマイナスの5億1,000、違うか。いいんか。5億1,127万8,683円とこうなってるんですけども収益化額累計額っていうのは、これどういうことなんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） ここでいう収益化累計額というのは、管路や設備の資産を補助金等で取得した場合、当該資産の効果は後の年度にも及ぶことから財源である補助金についても後の年度に繰延べて収益化するものです。減価償却が取得経費を、使用期間全体の費用で割り振る一方、収益額、収益化額累計額は、その財産を収益として割り振ることで、あくまでも帳簿上の処理で収益上実際の現金収入ではございません。

○議長（堤 豊君） そのほか、いかがでしょうか。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） ちょっと説明が速くて工事の内容がわかんなかったんですけども、黄金崎柴線の道路改修工事をする、そのときに例えば、その下に配管があった。恐らく浅いところにあったからこれ配管替えしなければいけないのかなというふうにとったんですけども、現実の話はどういう話なんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。実際のところは側溝のすぐ下に入っておりまして、こちらの管を布設替えしないと工事自体ができない状況になっております。そして本来でしたら、布設、企業課が布設したばかりの管であれば補償という形で建設課のほうの予算でやっていただくところなんですけれども、今回はもう30年以上経過しておりますので企業課のほうで今回は計上させていただきました。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そもそもこの水道の配管ね。これの配管図っていうのは存在しないんですか。例えば、今言ったように排水路の下を通ってるだとか道路の中央通ってるだとか、こういう図面っていうのがないってことですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。配管図というのはございますけれども、ただ数十センチ単位細かく明記されているものではなくて、道路上の大体この位置にというような感じになっております。あと高さ等はあまり計上はされておきませんので、把握はできませんでした。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがでしょうか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この間、私、管路の耐震化について質問したんだけど。そのとき課長は、配管図はしっかり管理されてるって答弁してましたよね。それはちょっと残念な話だけど。それでね、このじゃあ替える配管は耐震化されるんですか、今回。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。こちらの管ですけれども、耐震化というわけではなくてH I V Pという管を使用いたします。こちらの管路まで通水するには、昭和42年に建てられました柴地区の受水槽。あとそのあと黄金崎配水地というところを経由してきます。そこが耐震化されていない限り、そこまでの管路っていうのは耐震化されても意味がないって言ったら語弊があるんですけども、あの新たに耐震化する必要はないだろうというふうに考えております。もしこれを耐震化する管を使うとプラスで60万ぐらいかかるという試算は出ております。そしてこちらの地盤なんですけど、比較的岩盤になっていますので、そこが地震でかなりこう、ずれて管路が破損するということは考えられませんので、今回は耐震管を使用しておりません。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） もうこういう機会だからね、どんどん耐震化したほうがいいんじゃないですか。たった60万円ですよ、増額は。ね、どうですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。あくまでも企業課としましては、水道事業のビジョン計画に基づいて耐震化をしていきたいと思っております。以前もお話したとおり、水源からの導水管や送水管の耐震化を最優先に進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私も今の質疑を聞いてね、芹澤さんと一緒なんですけども、130メートルって言いましたよね。かなり長い管路だと思うんですけども、こういうものを今やはり、あのせいぜい10%程度のね、工事費がアップするんであればもう耐震化にしろと。そして柴の配水管、配水場だとかそういうところはこれから順次やってくでしょう。そのときにここを直す必要ないじゃないですか。そして世間的にはですね、耐管、いやいや、あの耐震、配管何メートルって全然進まないっていう状況になるわけでしょ。ですから僕は、1割程度であれば耐震性のものにするべきだと私は思うんですけども。そういう議論っていうのは庁内でやられたんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あの今、議員がおっしゃった議論を企業課内でしたかということは後ほど課長のほうから答弁させますけども、1割といえどもされど1割ということでございまして、これは民家の多い場所であれば、必ず耐震化にきなさいということは私のほうから申し上げることはあるだろうというふうに思いますけども、場所がですね、黄金崎に行く道沿いのところでございまして、仮に何かあったときの影響範囲を考えると、60万といえどもそれを使う必要が本当にあるのかということやはり考えなければいけないことなのかなというふうに考えております。ですので仮に、町中であればこれを機に耐震管ということは、当然、そのとおりだというふうには思いますけども、状況によってその辺は判断をしているんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。今、町長が言いましたとおり企業課内部でも協議した結果、そこに住宅街がある場合でしたら当然、耐震管を使うよということです。現在のところ主に、こがねすとですとか公衆トイレ関係がそちらの供給先。あとペンションさんがございます。あと下のダイビング関係等もございますけれども、そこも加味した上で今回検討したんですが、先ほど言いましたようにそこは岩盤であるということと、そこが地震によって断水になるということは、その管自体が破損するということは考えにくいので、今回このような工事をするようになりました。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 聞き捨てならなかったんですけど、でもあそこは2年ぐらい前に黄金

崎公園の計画をつくってましたよね。それに基づいてまた少しやろうというのは止まっていないはずなので、ここから先、何があるか分からないじゃないですか。今おっしゃったように、後からやり直すというのは大変もったいなくって、いやここ、でもここをやることによって例えば、西伊豆町の配水管の何%が耐震化済んでますよの履歴には足すことができますよね。なので私はやるべきだと思いますけど、ぜひやっていただきたいって。皆さんよろしくをお願いします。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） 申し訳ないんですが、今回はとりあえずこの予算で実行させていただきます。よろしくをお願いします。ちなみにですね、今年の1月なんですけど、こちらあの土肥、土肥トンネル側とこがねすと側で同じような工事を行いました。その際には、H I V P管を使用しました。そのときはもう今年に入ってもう1月とか2月の工事だったんで、補正する時間もなかったんで緊急性もありまして、H I V P管で布設しましたので、そこだけ耐震管のポリエチレン管を使おうとして、使えばよかったんでしょうけども、今回はH I V P管ということで対応したいと考えております。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 先ほどから皆さん言われたようにそれはね、たった60万円ですよ。この後何があるか分からないね。投資しましょうよ、うん。私はそう思います。それで、もし検討し直さないっていうんであれば反対します。

○議長（堤 豊君） いかがですか。

はい、これより討論を行います。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今までも地震がたくさんあったわけですけども、旧管で破裂したというようなことも聞いておりませんし、住民市街地じゃないということも考慮し、また水の、

こがねすと、あるわけですが。給水車も今日買ったことだし、水の問題があったら行ってもらうと。こういうようなこと考慮いたしまして、私は賛成いたしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第50号、令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（堤 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時48分